第4期横浜市子ども・子育て会議 第4回保育・教育部会 第32期横浜市児童福祉審議会 第3回保育部会 合同会議

日時:平成31年6月25日(火)18:10~

場所:マツ・ムラホール

議事次第

- 1 開会
- 2 議事<公開案件>

【児童福祉審議会】

(1)「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」に関する条例改正 について

【子ども・子育て会議】

- (2)「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」に関する条例改正について
- (3) 平成30年度横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
- (4) 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育及び地域子ども・子育て 支援事業に関する「確保方策」(案) について
- 3 議事<非公開案件>

【児童福祉審議会】

- (5) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
- (6) 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査に ついて
- (7) 法人の自主財源による整備に伴う保育所の認可について
- (8) 新市庁舎における小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について
- (9) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について
- (10) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について
- 4 その他
- 5 閉会

[配付資料]

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿
- 資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、児童福祉審議会保育部会 事務局名簿
- 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- 資料 4 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱
- 資料 5 「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」に関する条例改正について
- 資料 6 平成30年度横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
- 資料7次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「確保方策」(案)について
- 資料8 平成31年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

第4期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会 第32期横浜市児童福祉審議会 保育部会 委員名簿

【敬称略 50 音順】

<第4期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会>

◎:部会長 ○:職務代理者

		9 · m Z X C	• 相切为 亿土 日
	所 属 · 役 職 等	委員	備考
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	飯塚 昇	臨時委員
2	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	石井 章仁	臨時委員
3	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	神長 美津子	
6	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	
7	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	臨時委員
8	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	新堀 由美子	臨時委員
0	男女共同参画センター横浜相談センター長	利加 中天丁	蹄时 安貝
9	東京成徳短期大学幼児教育科 教授	松本 純子	臨時委員
10	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	臨時委員

<第32期横浜市児童福祉審議会 保育部会>

◎:部会長 ○:副部会長

	所属・ 役職等	委員	備考
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	飯塚 昇	臨時委員
2	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	石井 章仁	
3	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	神長 美津子	
6	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	臨時委員
7	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	
8	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	新堀 由美子	
	男女共同参画センター横浜相談センター長	利畑 田実丁	
9	東京成徳短期大学幼児教育科 教授	松本 純子	臨時委員
10	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会 児童福祉審議会 保育部会事務局名簿

こども青少年局

区分	所属	氏 名
部長	子育て支援部長	吉川 直友
	保育対策等担当部長	金高 隆一
課長	企画調整課長	谷口 千尋
	子育て支援課長	田口 香苗
	保育・教育運営課長	小田 繁治
	保育・教育運営課 運営指導等担当課長	柿沼 千尋
	保育・教育運営課 給付・支給認定担当課長	河合 太一
	保育・教育運営課 幼児教育・保育無償化担当課長	古石 正史
	保育・教育人材課長	甘粕 亜矢
	保育対策課長	片山 久也
	保育対策課 担当課長	齋藤 亜希
	保育対策課 担当課長	佐藤やよい
	こども施設整備課長	白井 正和
係長	企画調整課 企画調整係長	三堀 浩平
	企画調整課 担当係長	田邊 保
	子育て支援課 子育て支援係長	前川 周
	子育て支援課 幼児教育係長	眞子 里織
	保育・教育運営課 運営調整係長	大槻 彰良
	保育・教育運営課 運営指導係長	大熊 祐輔
	保育·教育運営課 指導等担当係長	荒木 康太
	保育・教育人材課 担当係長	宮本 里香
	保育対策課 担当係長	佐藤 洋平
	こども施設整備課 担当係長	宮野 太志
	こども施設整備課 整備等担当係長	金澤 敬
	こども施設整備課 整備等担当係長	櫻井 寛大
	こども施設整備課 整備等担当係長	手代森 悟
	こども施設整備課 整備等担当係長	花田 香織
	こども施設整備課 整備等担当係長	渡辺 貴士
	こども施設整備課 整備等担当係長	古川 博一

横浜市子ども・子育て会議条例

制 定 平成 25 年 3 月 27 日条例第 18 号

横浜市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

- 第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他 市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期 は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

- 第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、 臨時委員若干人を置くことができる。
- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

- 第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。
- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長 の決するところによる。

(部会)

- 第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は 部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第 1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子 育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の 委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めると きは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の 提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号(局長決裁) 最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号(局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例(平成25年3月横浜市条例第18号。以下「条例」という。)に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(部会)

第2条 子育て会議は、条例第8条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

lim A Linds	and the trait of the
部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること(条
	例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係)
保育·教育部	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること(条
会	例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係)
	2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員
	の設定に関すること(条例第2条第1項第1号関係)
	3 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること(条例第2条第1
	項第2号関係)
	4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること
	(条例第2条第1項第3号関係)
	5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関するこ
	と(条例第2条第1項第3号関係)
	6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関するこ
	と(条例第2条第1項第3号関係)
	7 幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園の審査に関すること(条例第
	2条第1項第3号関係)
	8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する
	こと(条例第2条第1項第3号関係)
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること(条
	例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係)
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること(条
	例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係)

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、 次回の子育て会議に報告しなければならない。
- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること(条 例第2条第1項第1号関係)
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること(条例第2条第1項第2号関係)
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること(条例第2条第1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること(条例第2条第 1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること(条例第2条 第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園 2 歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関すること(条例第 2 条第 1 項第 3 号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

- 第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。
- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、 第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは 「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

- 第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」と あるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み 替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に 諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

横浜市児童福祉審議会条例

(平成12年2月25日 ^{*} 条 例 第 5 号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。 横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

- 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の任期)

- 第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員の4分の1以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、 平成12年10月31日までとする。

附 則(平成17年12月条例第117号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。 (平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正:平成28年11月1日 こ企第298号(局長決裁)

(総則)

第1条 横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項は、 児童福祉法(昭和22年12月法律第164号)、同法施行令(昭和23年3月政令第74号)及び横 浜市児童福祉審議会条例(平成12年2月横浜市条例第5号)その他の法令等に定めがあるもの のほか、この要綱の定めるところによる。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置く。

(臨時委員)

- 第3条特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。
- 2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。
- 3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員 の任期が満了したときも同様とする。

(部会)

第4条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称		調査審議事項									
里親部会	1	里親の認定及び取消に関すること。(第8項第1号関係)									
	2	の他、里親等に関すること。									
保育部会	1	家庭的保育事業等の認可に関すること(第8項第6号関係)									
	2	保育所の設置認可に関すること(第8項第7号関係)									
	3	家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審									
		査に関すること(第8項第8号関係)									
	4	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外									
		保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等(以下、「保育・教育施設等」という。)									
		における重大事故の検証に関すること(第8項第12号関係)									
	5	その他、保育に関すること。(他の附属機関が所掌するものを除く)									
児童部会	1	児童福祉施設(他の部会で所管するものを除く。)の整備補助金交付先及び用地の									
		貸付先の審査に関すること(第8項第10号関係)									
	2	児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関すること。(第8項第2号関係)									
	3	児童の一時保護に関すること。(第8項第3号関係)									

	4 児童虐待等の調査に関すること(第8項第13号関係)							
	5 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること(第8項第14号関係)							
	6 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること(第8項第15号関係)							
	7 その他、児童の処遇に関すること。							
障害児部会	1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること (第8項第9							
	号関係)							
	2 その他、障害児の福祉に関すること。							
放課後部会	1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関すること							
	2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関すること (第8項第11号関係)							
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等(第8項第4号及び							
	第5号関係)							

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めたときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適 用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 (昭和39年7月政令第224号) 第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関すること(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (7) 保育所の設置認可に関すること(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10)児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及 び用地の貸付先の審査に関すること(児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市 条例第 49 号)第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 教育・保育施設等における重大事故の検証に関すること
- (13) 児童虐待等の調査に関すること
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること(児童虐待の防止等に関する法律第4条第 1項関係)
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること
- 9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。
- 10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱(平成12年6月制定)第4条の規定に基づき、 里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。
- 11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

(委員長又は部会長の専決事項)

- 第5条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。
- 2 第1項の規定は、第4条第8項について、部会長に準用する。

(会議の傍聴手続等)

- 第6条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。
- 2 傍聴定員は、先着順で10人とする。
- 3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。
- 4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可な く撮影、録音等を行ってはならない。

(守秘義務)

第7条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会 及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部に おいて処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 横浜市児童福祉審議会運営要綱(昭和31年11月1日制定)は廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、昭和57年7月1日から施行し、改正後の規定は昭和57年4月1日より適用する。 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成12年7月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年11月28日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成16年10月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年12月21日から施行し、平成18年12月1日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

資料 5

「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」 に関する条例改正について

昨今の保育現場の状況や保育士不足を理由とした定員割れ園の増加等に対応し、保育士の確保・定着につなげるため、国が認めている「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」について、本市において実施できるよう「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」他3条例の一部改正を検討しています。

1 検討の背景

(1) 保育現場の状況

- ア 30 年度のコンサルタント派遣事業で園の相談を受けた中で、現場では、<u>過度な</u> <u>繁忙や残業等により、保育現場に余裕がなく、保育士の離職を招いている</u>傾向が 見られました。
- イ 30 年度に行った保育士意識調査では、保育士として働く際には、総じて「給与」「時間」「職場環境」が重視されています。その中で、勤務先を決めるときには「給与」が優位となっていますが、<u>勤務を続けていくうえで、あるいは転職・退職のき</u>っかけにおいて、「職場環境」がより優位となっていることが明らかとなりました。

(2) 保育士不足を理由に、定員まで受け入れずに受入児童数を抑制した園の増加

平成31年4月1日現在の保育所等利用待機児童数を発表するにあたり、定員割れしている388 園に対して、定員割れの理由について調査をしました。

その結果、一番多かった理由は「入所希望者が少なかったため」(233 園)ですが、 保育士不足を定員割れの理由の一つとして回答した園が 62 園あり、その数は、年々 増加しています(H28:24 園、H29:28 園、H30:49 園)。

職場の繁忙を軽減することで保育士の負担軽減を行い、退職を防止し、定着の向上を 図ることが必要です。

2 朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

(1)特例の概要

「子どもの数に関わらず保育士等(※1)を最低2人配置する」という職員の配置 基準について、特例により、①各年齢で定める職員配置基準により算定される必要な 職員数が2人を下回っている時間帯に限り、保育士等のうち1人を保育士資格や幼稚 園教諭免許を有しない者(※2)とすることができるようにします。

- ※1 認可保育所及び小規模保育事業所A型は保育士、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こ ども園は保育士又は幼稚園教諭
- ※2 子育て支援員研修(地域型保育コース)を修了した者、②保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者

【下線部①②に対する本市の対応の考え方(案)】

- ① 各年齢で定める職員配置基準により算定される必要な職員数が2人を下回っている 平日や土曜日の日中の時間帯を含む(主として朝・夕を想定)
- ② 特例を適用する施設で、常勤(月 160 時間以上勤務)換算で保育業務に1年以上(=1,920 時間以上)従事した経験がある者

(2) 対象施設

認可保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園 小規模保育事業所A型

(3) 改正を行う条例

- ア 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例【保育所】
- イ 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例【小規模保育事業A型】
- ウ 横浜市認定こども園の要件を定める条例【幼保連携型以外の認定こども園】
- エ 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例【幼保連携型認定こども園】

3 特例実施にあたっての本市の考え方

施設にとって日中のローテーションが組みやすくなることや、保育士にとって超過勤務の減少など負担軽減を図ることにより、保育士の確保・定着や保育士が働きやすい環境づくりにつながることが期待できます。本市として、子育て支援員研修の受講の機会を確保(※)し、受講を推奨するなど、保育士資格や幼稚園教諭免許を有しない者について、必要な知識や技術を身につけられるよう十分に配慮しながら、本特例を実施したいと考えています。

※神奈川県が実施する研修に加え、本市として独自に研修を実施する予定です。

4 今後のスケジュール(予定)

6月25日 子ども・子育て会議保育・教育部会、児童福祉審議会保育部会意見聴取

6月27日 市民意見募集開始(~7月16日)

8月中旬 市民意見募集結果の公表

9月上旬 第3回市会定例会へ条例の一部改正の議案提出

10月 特例の適用開始

5 児童福祉審議会及び子ども・子育て会議での審議について

保育所及び家庭的保育事業等の認可にあたっては児童福祉審議会保育部会、幼保連携型認定こども園の認可及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定にあたっては、子ども・子育て会議保育・教育部会の審議事項となっており、職員配置基準は認可・認定の際に確認する項目であるため、今回、ご審議いただくものです。

本来であれば、部会での議論を踏まえ、児童福祉審議会及び子ども・子育て会議の総会で意見を取りまとめていただくことになりますが、両会議の総会については、市民意見募集後に開催予定であるため、横浜市児童福祉審議会運営要綱第5条及び横浜市子ども・子育て会議運営要綱第3条に基づき、委員長専決により決定する予定です。

【横浜市児童福祉審議会運営要綱】

第5条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、 これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

【横浜市子ども・子育て会議運営要綱】

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

【参考1】特例を適用する場合の例

●今回の特例は、条例上の基準において、各年齢で定める職員配置基準により算定される必要な職員数が2人を下回っている時間帯に限り、対象となります。

例1 特例の適用が認められる場合

必要な職員数は1.4人を四捨五入して、<u>1人</u>となり、特例実施後は、2人のうち1人は保育士 資格を有しない者(子育て支援員研修修了者等)でも配置可能となります。

年齢	子どもの数	条例上の配置基準 (保育士1人あたり)	必要な保育士数
O歳児	2	3	0.6
1歳児	2	6	0.3
2歳児	2	6	0.3
3歳児	2	20	0.1
4•5歳児	4	30	0.1
	12		1.4

例2 特例の適用が認められない場合

必要な職員数は 1.5 人を四捨五入して、2 人となり、この場合は、特例実施後でも、保育士 2 人の配置が必要となります。

年齢	子どもの数	条例上の配置基準 (保育士1人あたり)	必要な保育士数
O歳児	2	3	0.6
1歳児	2	6	0.3
2歳児	2	6	0.3
3歳児	3	20	0.1
4•5歳児	6	30	0.2
	15		1.5

- ●横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- 第 44 条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。
- 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6 人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上 の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、2人を下ることはできない。
- ※実際の職員配置基準については条例上の配置基準に加え、要綱により上乗せした市の独自基準を設けています。

【参考2】他都市の状況

千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、福岡市、広島市(31年2月時点)

平成30年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

1 子ども・子育て会議における点検・評価の実施について

横浜市子ども・子育て支援事業計画(計画期間:平成27~令和元年度)を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、各施策・主な事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。

2 点検・評価の実施方法

点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進する過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握等を行うこととし、次の視点から点検・評価を行います。

- (1) 進捗状況及び有効性に関する段階評価
 - ○進捗状況:各施策における指標、主な事業・取組について、目標値に対する進捗状況を 4段階で評価します。

A:計画以上に進んでいる。 B:計画どおりに進んでいる。 C:計画より若干遅れている。 D:計画より大幅に遅れている。

○有効性:各施策の主な事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏ま え、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを4段階で評価し ます。

A: 市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い。

B: 市民生活等を向上させることができた。

C:市民生活等を向上させることができたとは言えない。

D:市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い。

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

(2) 今後の展開の評価

○施策ごとに計画推進に向けた課題や、新たな行政課題への対応を検討し、これらを踏まえ、 主な事業・取組の今後の展開(推進、見直し、休止・廃止)を評価します。

3 点検・評価の実施予定

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。また、総会においてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

各部会	所掌する基本施策
子育て部会	基本施策1及び3の一部、基本施策5~9
保育・教育部会	基本施策1及び3の一部
放課後部会	基本施策1及び2の一部
青少年部会	基本施策2の一部及び4

<参考>各部会の所掌事業について(平成28年11月~)

	章 施策体系と事業・取組		ı		
4 章 施 	長体系と事業・取組 	子育て部会	保育·教育部会	放課後部会	青少年部会
基本施策①	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	O *1	○ *2	O **3	
基本施策②	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進			O *4	O * 5
基本施策③	障害児への支援	○ *6	○ *7		
基本施策④ 若者の自立支援の充実					0
基本施策⑤	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	0			
基本施策⑥	地域における子育て支援の充実	0			
基本施策⑦	ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応と 未然防止	0			
基本施策⑧	児童虐待防止と社会的養護体制の充実	0			
基本施策⑨	ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進	0			
5音 但 3	育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する		ı		
	5年間の量の見込み、確保方策	子育て部会	保育·教育部会	放課後部会	青少年部会
	に関する施設・事業(保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保)保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)		0		
妊婦に対し	,て健康診査を実施する事業	0			
乳幼児家庭	至全戸訪問事業	0			
子育て短期	H支援事業	0			
	5問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児 −る支援に資する事業	0			
病児保育事	5業	0			
利用者支援	世に関する事業	O **8	O **9		
時間外保育	J用者支援に関する事業 間外保育事業 7課後児童健全育成事業		0		
放課後児童				0	
地域子育で	支援拠点事業	0			
一時預かり 子育て援助	事業 活動支援事業	O * 10	O **11		

- ※1 病児保育
- ※2 保育·教育全般
- ※3 放課後施策
- ※4 放課後施策、プレイパーク
- ※5 放課後施策、プレイパークを除く
- ※6 障害児施策全般
- ※7 障害児保育·教育
- ※8 全体調整+地域子育て支援拠点
- ※9 保育・教育コンシェルジュ
- ※10 乳幼児一時預かり、子育てサポートシステム等
- ※11 一時保育、幼稚園預かり保育等

【平成30年度】横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価(案)

【基本施策①】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

■これまでの主な取組

- ○増加する保育ニーズに対応するため、既存施設を最大限活用するとともに、保育所の整備や新たに幼稚園における2歳児の受入れを推進するモデル事業を実施すること等により、受入枠を2,818人分拡大しました。また、経験年数7年以上の全ての保育士等の処遇改善に向けた本市独自助成の実施や、保育士宿舎借上げ支援事業の拡充等により、保育士確保の取組を強化しました。
- 〇保育者等の専門性を高め、保育の質の向上を図るため、市内の保育・教育施設等に勤務する職員を対象として、外部有識者等の講師による研修を実施しました。また、新設の保育所等に園内研修・研究サポーターの派遣を行うなど、園内研修・研究の取組を支援しました。乳幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な接続に向け、 平成30年3月に発行した横浜版接続期カリキュラム改訂版のより一層の理解と活用を図るとともに、接続期カリキュラムに基づく研修や区教育交流事業等を実施しました。
- ○多様な保育ニーズに対応するため、一時保育、休日保育、病児・病後児保育などの特別保育事業を実施するとともに、理由を問わず利用できる乳幼児一時預かりについて、新たに2つの事業者を選定しました。

■取組による成果

- ○保育所等利用申請者数が過去最大の69,708人となる中、31年4月1日時点の保育所等利用待機児童数は46人となりました。
- ○園内研修・研究サポーター派遣などにより、各保育所等での園内研修・研究の取組実績につながり、人材育成や課題解決が促進されました。また、幼保小連携を推進することで学びや育ちの連続性を保障する取組が充実し、保育所や幼稚園、認定こども園等で培った力が小学校でも発揮できる環境づくりにつながっています。
- ○通常の保育では対応できない多様な保育ニーズに対する子育て支援として特別保育事業を実施することで、保護者の育児不安や負担を軽減することに寄与しています。

■今後の取組の方向性(計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など)

- ○待機児童解消に向け、幼稚園における2歳児の受入れ実施園の拡大や、保育所における定員構成の見直しなどの既存資源の活用を図るとともに、保育ニーズが高いエリアを重点的に保育所等の整備等を進め、受入枠を確保します。また、厳しさを増している保育士等の確保に向け、採用・定着に係る取組の継続、充実を図ります。さらに、保育・教育コンシェルジュが一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、その方に合ったサービスを案内することで、一人でも多くの方が適切な保育サービスを利用できるよう取り組みます。
- ○保育の質の維持・向上を図るため、横浜で育てたい子ども像と保育・教育の方向性を示す「横浜こども指針(仮称)」を策定します。また、各園で中心となって効果的な園内研修を企画・実施する人材を養成するための講座を引き続き開催するほか、園内研修の実施が更に進むよう施設長向けの講座も新たに実施するなど、園内研修・研究の推進に取り組みます。さらに、新たに接続期カリキュラム研究推進地区事業を実施し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する研究を推進します。
- ○一時保育、休日保育、病児・病後児保育などの特別保育事業について、引き続き、各家庭のニーズに応じた保育を提供するとともに、事業の充実に向け、保育所等での一時保育の実施状況の調査や24時間型緊急一時保育、病児保育の実施施設の確保に取り組みます。

<	指標	·			<30年		
No.	施策	指標	指標 計画策定時 【31年度末 の目標】 31年3月末時		31年3月末時点	進捗状況	所管課
1	1 1	保育所待機児童数	待機児童数 20人 0人 (31年4月) (31年4月1日時点)		С	保育対策課	
2		保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との円滑な接続 のためのカリキュラムの実施率	47.1% (25年度)	78.6%	66.6%	С	保育·教育人材課
3		放課後19時までの居場所づくり ①放課後キッズクラブの整備率 ②必要な分割・移転を終えた放課後児童クラブの割合	①26.0% ② 8.0% (25年度)	①100%(全校) ②100%(分割・移転 を終えた全クラブ)	①86.2% ②54.5%	В	放課後児童育成 課

<主な	<主な事業・取組>														
No. 施策	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H30 目標値	31年3月末時点	進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	引 所管課
1 1	☆得	呆育・教育基盤整備 事業	①利用定員(1号) ②利用定員(2、3号)	①54,818人 (25年度実員ペース) ②60,003人 (26年4月)	①49,834人 ②74,693人	①49,834人 ②74,693人	①学校基本調査の結果待ち 参考:53,302人(30年4月) ②75,575人(31年4月)	В	< 受入枠拡大の取組>認可保育所整備:1,774人、横浜保育室の認可移行支援:149人、認定こども園:508人、小規模保育整備事業:286人、家庭的保育事業:6人、横浜保育室から小規模保育事業への移行による滅:▲151人、私立幼稚園預かり保育の拡充:88人、企業主導型保育事業:158人、合計2,818人	6,952,972千円		В	保育所を整備することに加え、保育・教育の「質」の確保にも取り組んでほしいという意見が出ている。 保育所整備の結果、利用することができた方から感謝の声が寄せられる一方で、利用できなかった方からは保育所整備を進めてほしい旨の要望が寄せられた。	推進	子育て支 援課 保育対策 課
2 1	☆ 係業	呆育コンシェルジュ 賞	事実施箇所数	18か所 (25年度)	18か所	18か所	18か所	В	平成29年10月に5名を増員し、計38名配置している。 区役所での窓口相談に加え、関連施設に出向いた情報収集、連携 や出張相談などの取組を行った。	131,645千円		A	様々な預け先について寄り添って相談に乗ってもらい、一番適して いる預け先を選べたという声が届いている。 また、国からの通知でもコンシェルジュの取組の必要性が認められ た。	推進	保育対策課
3 1		呆育・幼児教育研修 交流等事業	①保育所職員等研修参加者数(各区連携研修含む)②私立保育園園長会研修参加者延べ人数。③白峰学園保育センター研修参加者延べ人数(④幼稚園における研究・研修への教職員参加者延べ人数	①27,235人 ②2,744人 ③1,722人 ④22,716人 (25年度)	①32,500人 ②3,000人 ③1,722人 ④23,000人	-	①27,369人 ②1,450人 ③延べ6,767人(年間) ④21,406人	В	①市立保育所、民間保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室、認可外保育施設の職員等を対象とした研修を実施した。 ②横浜市私立保育園園長会が主催する研修を補助した。 ③白峰学園保育センターが実施する研修を補助した。 ※平成28年度から事業開始した園内研修・研究サポーター7人を新設園等79園に派遣した。 ④公益社団法人横浜市幼稚園協会が実施する幼稚園・認定こども園教職員の研究・研修事業について、補助を実施した。	①115,294千円の一部 ②3,200千円 ③5,276千円 ④36,000千円		В	①多くの研修参加者から「新しい保育所保育指針・幼稚園教育要領等の意義がわかった」「グループ討議で、保育を語り合うことの重要性を知った」との声が聞かれ保育実践につながっている。 ②③多くの職員が参加したことにより、外部研修で得た専門知識を保育に活かすとともに、園内での情報共有の場としての園内研修の実施につながっている。 ※多くの園で園内研修の実施につながった。 ④研究・研修が充実し、園長や幼稚園教諭等の指導力向上につながっている。		保育・教育 人材課 子育で支援課

No. 施策	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H30 目標値	31年3月末時点	進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
4 1		乳児期・幼児期・小学 校の連携・接続に関 する研修・研究事業	育ちと学びをつなぐ〜横浜 版接続期カリキュラム〜	-	カリキュラム改訂 (28年度)	-	-	В	・接続期カリキュラムに基づく研修(接続期研修会、スタートカリキュラム研修会、アプローチカリキュラム研修会、幼保小連携フォーラム)や区教育交流事業、推進地区事業等を実施し、円滑な接続が図れるようにした。 ・平成30年3月に発行した『横浜版接続期カリキュラム改訂版』のより一層の理解と普及のため、平成31年3月に、「横浜版接続期カリキュラム実践事例集第6集」を発行し、市内各幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、特別支援学校に配付した。保護者向けリーフレット「安心して入学を迎えるために」を改訂・発行し、保護者の不安の解消に努めた。・「安心して入学を迎えるために」の多言語版(7か国語)を作成・公開し、外国につながる保護者の不安の解消に努めた。	115,294千円の一部		A	・接続期カリキュラム改訂版の周知と事例集が活用され、保育・教育の現場でアプローチカリキュラムやスタートカリキュラムへの理解が進んだことで、先進的な取組を行っている園や小学校も増えてきている。 ・区教育交流事業や推進地区事業を展開した結果、幼保小の職員連携が進み、顔の見える関係が構築され、子どもたちや保護者の安心につながっている。(平成30年度区教育交流事業活動報告、推進地区事業活動報告)	推進	保育·教育 人材課
5 1	★	幼稚園での預かり保 育	利用者数(年間)	1,025,333人 (25年度)	1,628,219人	1,332,046人	(仮)1,542,023人 ※県による一時預かりにつ いては人数が確定していな いためH29年度数値で計 算。	A	・保護者の就労等により保育を必要とする園児を対象とする 長時間の預かり保育については、30年度は新たに1園を認 定した。平成31年3月末時点では、市内の幼稚園、認定こど も園280園中、187園で実施している。 ・保護者の急な用事やリフレッシュ等の一時的な保育ニーズ に対応するため、71園で一時預かり保育を実施している。 ・幼稚園協会と連携し、保育の質の向上のため、研修会を年 3回開催し、延べ217名が参加した。	【預かり保育事業】 2,798,237千円 【一時預かり事業】 96,791千円		В	【利用者から】 ・利用条件がそれほど厳しくないので、短時間の仕事でも利用可能で助かっている。 ・振替休日や夏休みでも幼稚園で預かってもらえるのはありがたい。 ・預かり保育のおかげで幼稚園に通うことを選択でき、助かっている。 【事業者から】 ・異年齢児の集団保育を行うことで、低年齢児を思いやるなどの心の成長がみられる。 ・教員の確保が難しい。特に夏休みは利用者が増加するため、職員配置が難しい。無償化に伴いさらに、利用者が増加すると見込まれ困っている。 ・シフトをローテーションで組んでいるので預かり保育専任の職員配置が難しい。	推進	子育て支援課
6 1	☆育	保育所等での一時保 育	延べ利用者数(年間)	159,389人 (25年度)	410,687人	【民間(公設民営含む)·市立】 342,880人 【横浜保育室】 8,496人 合計351,376人	【民間(公設民営含む)】 124,271人 【市立】11,528人 【横浜保育室】3,828人 合計139,627人	D	・実施施設民間416か所、公設民営2か所、市立44か所、横 浜保育室50か所:計512か所で一時保育を実施した。 ・待機児童対策により、各施設において入所枠を拡大している。そのため、保育室の広さや保育士確保の面から、一時保育で活用できる枠を設けることが難しい状況となっており、実 績が目標値を下回っている。 ・実態把握のためモデル区を設定して施設に対し実態調査を 行った。令和元年度は実態調査を全区に広げ、利用実態を 把握して利用者への案内に役立て利用可能枠を有効に使えるようにする。	890,291千円 【市立】122,424千円		В	【事業者から】 ・多くの施設が、一時保育の受け入れ枠を固定枠として設けておらず、入所児童の状況により受け入れ枠数が変動するため、安定的に受け入れ枠を確保できていない状況がある。・毎日の利用ではない児童を受け入れることに対し、保育士確保の点で実施が難しい。 【利用者から】 ・保護者からは、希望の利用日に利用できないとのご意見をいただいている。 引き続き就業形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため推進していく必要がある。		保育·教育 運営課
7 1	· ★ 章	24時間型緊急一時保 育	延べ利用者数(年間)	2,022人 (25年度)	3.863人	3,684人	1,280人	С	・あおぞら保育園(神奈川区六角橋)、港南はるかぜ保育園(港南区日野)の2園で、夜間・宿泊も含め24時間、365日、緊急に保育を必要とする就学前児童に対し、一時保育を実施した。・保育士確保等が難しく、新規実施施設の調整が課題となっている。ニーズの高いことが見込まれるエリアの保育所と意見交換を行うなど実施施設確保に向けた取組を行う。	73,946千円		В	【事業者から】 ・すでに実施している施設では保育士確保できているが、24時間365日実施する本事業の性格上、保育士確保の点から事業の拡大が難しいという課題がある。 利用児童数は減少しているが、休日・夜間を含めた子育てのセーフティーネットとして役割を果たしているため、利便性の向上のために実施施設の拡大が望まれる。	推進	保育·教育 運営課
8 1	☆ 1⁄2	木日保育	延べ利用者数(年間)	3,025人 (25年度)	5,499人	5,344人	【休日一時保育】 2.230人 【休日保育】 3.408人 合計5.638人	В	日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、11か所(公設 民営1か所・民営10か所)で休日保育を実施した。	【休日保育(給付対象)】 55,974千円 【休日一時保育】 35,133千円		В	【事業者から】 ・助成制度により、必要な保育士の確保ができている。児童の受け入れ枠に比較的余裕があり、保護者からは、必要な時に安心して預けることができると言われている。 引き続き休日の就業や保護者の傷病、冠婚葬祭に伴う保育に対応する必要がある。	推進	保育·教育 運営課
9 1	☆ 浮	乳幼児一時預かり	延べ利用者数(年間)	67,804人 (25年度)	95,366人	91,789人	88,124人	В	新規2事業者を選定し、平成31年4月に開所した。その結果、市内23か所において理由を問わずに利用できる一時預かりを実施している。	285,265千円		A	【利用者から】 ・社会復帰に迷いがあったが、安心して預けられる場所があることで今後の準備期間となりよかった。 ・ストレスなく育児ができているので、沢山のママたちに知ってもらいたい。 ・予約がとりづらい、預かり場所をもっと増やしてほしい。 【事業者から】 ・安心してお子さんを預け、リフレッシュして、また子育てを頑張ってもらえたらと思う。 ・預け先がなく、病院にさえいくことのできなかった保護者がこの施設を知り、預けることでストレスが消えていく様子は、この事業の効果であると思う。	推進	子育で支援課
10 1	☆ さ	横浜子育てサポート システム	延べ利用者数(年間)	45,799人 (25年度)	62,636人	60,453人	59,401人	В	・子どもを「預かってほしい人」と「預かる人」が会員として登録し、条件の合う会員間の連絡・調整をサポートすることで、地域における子育て支援を推進した。 ・地域トアブラザ等、地域子育で支援拠点以外において事業紹介や入会説明会を行い、会員増加や事業周知につながるよう取り組んだ。	193,399千円		В	【会員から】 ・事前打ち合わせで顔合わせすることにより安心して利用することができた。・利用することで、仕事優先の日、家庭優先の日などスケジュールを組み立てやすくなった。 【事業者から】 ・コーディネーターが事前打ち合わせに同席する等、丁寧な利用支援が行えている。 ・事業の広報・周知に努め、会員数は増加しているが、提供会員が利用会員に比べて少ない。また、提供会員の高齢化による退会がある。両方会員として登録する会員を増やすなどの取組が必要。		子育で支援課

No. 施 確方	保 策 事業·取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H30 目標値	31年3月末時点	進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展	開所管課
11 1	障害のある子どもへ の保育・教育の提供 体制の整備	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	В	①障害のある子どもへの保育・教育の提供体制を確保するため、対象児童の加配区分に応じて、市立保育所については保育士加配、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行った。 【参考】受入施設数 25年度 310 → 30年度 551 ②障害のある子どもへの理解と適切な保育環境を整備するため、横浜市リハビリテーション事業団に委託し、障害児保育の研修を実施した。保育者等の専門性の向上を図るととに、障害理解と援助方法を学び、保育所等での受け入れ体制を整備している。 ③地域療育センターの職員が地域の保育所や地域訓練会等を訪問し、障害に関する相談や支援を行う巡回訪問事業を実施した。【参考】1,683回(30年度)	①【民間】3,442,119千円 【市立】991,824千円 ②1,000千円 ③ —		В	①助成制度により、必要な保育士等の確保ができている。 ②各園で発達障害児が増加傾向にあり、保育者個人の専門性向上だけではなく、園全体でのスキルアップを図るためので 修が必要。 ③保育所などの施設・機関は増加しているため、さらなる支援を求める声も大きい。巡回訪問を含め、地域療育センターに地域の中核機関としての役割強化が求められている。	推進	保運 保人 障祉保人 障祉保健課
12 1 3	☆ 延長保育事業	利用者数(夕延長)	5,888人(月) (25年度)	22,643人(月)	19,037人(月)	【民間】4,991人(月) 【市立】1,078人(月)	С	認定区分を超えた時間帯に保育を必要とする子どもを対象とした延長保育を実施(公立:77施設、民間:926施設)	【民間】5,650,858千円 【市立】 23,074千円		В	・延長保育を行う施設等は増加し、受け入れ態勢は拡大しているため、必要な子供へのサービスは提供できている。 ・多様な就業形態等へ対応するため、今後も実施が必要	推進	保育·教育 運営課
13 1 3	病児保育事業、病後児保育事業	①病児保育実施か所数 ②病後児保育実施か所数	①17か所 ②4か所 (27年2月)	①27か所 ②4か所	①25か所 ②4か所	①22か所 ②4か所	С	病児保育事業を15区・22か所で実施し、14,946名の利用があった。また、病後児保育事業を4区・4か所で実施し、1499名の利用があった。 病児保育事業の拡大に向け、市医師会、市病院協会に病児保育事業の拡大に向け、市医師会、市病院協会に病児保育事業の新規募集について同知したが、30年度は応募施設がなく、新たに実施施設を増やすことができなかった。 今後の事業実施の課題認識と情報共有のため、病児保育を実施する医療機関との意見交換会を実施した。	407,513千円		В	両事業を通じて延べ16,000人を超える利用があった。 [利用者から] ・自宅近くで預けられる等、利便性が向上するよう実施施設数 や受け入れ人数の増、開所時間の延長などが求められている。 [事業者から] ・当日のキャンセルが多く、従事者の確保や利用料収入の減 少、運営費や設備費の確保に課題があるとの意見が多い。また、看護師・保育士の確保が困難との意見がある。	推進	保育·教育 運営課
14 1	保育士就職面接会、 幼稚園教諭と保育士 資格を併有する「保 育教諭」の確保	面接会参加者数	292人(5回延べ) (25年度)	4,250人(30回延べ) (平成27~31年度)	-	3,238人(26回延べ) (平成27~30年度)	В	保育士就職面接会を5回実施し160人が参加し、その内18人が市内施設への就職に繋がった。また、幼稚園協会との連携による就職的場合を2回実施し、延べ698人が参加した。 国の幼稚園教諭免許状や保育士資格の取得特例制度について事業者等に周知するとともに、県内養成校に対し特例制度に対応した講座の開講に向けた働きかけを行った。	13,668千円		В	・面接会の参加者からは、効率的に園の情報を把握することができ、就職活動に役立ったという声が寄せられている。 ・事業者からは、面接会に参加した方を採用することができ、大変助かったという声が届いている。 ・保育士就職面接会については参加者が伸び悩んでおり、引き続きPR等の参加者増加への取組みを要する。	推進	保育対策 課 子育で支援課

次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「確保方策」(案)について

【趣 旨】

- ◆ 「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「計画」という。)には、子ども・子育て支援 法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み」(ニーズ量)と、量の見込みに対応する「確保方策」(確保量)を記載しています。
- ◆ 現行計画の計画期間が令和元年度までとなっていることから、次期計画(計画期間:令和2年度~令和6年度)の策定に向けて、「量の見込み」及び「確保方策」を設定する必要があります。
- ◆ 本日は、昨年度、各部会及び総会で検討を進めてきた「量の見込み」に対応する「確保方策」 (案)について検討を行います。
- ※本日お示しする確保方策(案)については、一定の考え方に基づく案であり、本日頂いたご意見等をもとに関係機関等との議論を経て、今後、変更となる可能性があります。

【次期計画策定までの今後の主なスケジュール(予定)】

令和元年7月頃~ 総会・各部会において、計画素案(案)の検討

10月頃 総会において、計画素案(案)(「量の見込み」及び「確保方策」を含む)

のとりまとめ

計画素案公表、パブリックコメントの実施

12月頃 総会において、計画原案(案)のとりまとめ

令和2年3月 計画策定

次期計画における「確保方策」(案) について

平成31年1~3月に開催しました「横浜市子ども・子育て会議」の各部会及び総会でご審議いただいた、本市における「量の見込み」*を踏まえ、「確保方策」(案)を設定しました。 各事業の「確保方策」(案)の計画値及び算出の考え方は「別紙1」のとおりです。

※「量の見込み」については、算出にあたっての基本的な考え方及び算出方法を基に、一部最新の実 績等を反映し、更新しました。

< 「量の見込み」の算出にあたっての基本的な考え方、算出方法>

- (1) ○現行計画と同様、国の基本指針や手引き等に基づき、<u>対象児童数(推計人口)**1</u>や 利用ニーズ把握のための調査(平成 30 年度実施)結果、<u>事業実績**2</u>等をもとに、 次期計画の最終年度である令和 6 年度の量の見込み(到達点)を算出します。
 - ○令和6年度に向けた各年度(令和2~5年度)の量の見込みについては、潜在的なニーズが徐々に顕在化する(またはニーズが徐々に下がる)と仮定し、30年度の 実績値**3を起点として、令和6年度の量の見込み(到達点)に向けて、平均的に増加(または減少)していくものとして算出します。
 - ※1 31年度確定値(4月1日時点)を反映 ※2 30年度実績を反映
 - ※3 量の見込み算出の起点を31年度末見込み値から変更

量の見込み=児童数(推計人口) × 潜在家庭類型の割合 × 利用意向の割合 (上記は一般的な計算式であり、事業により算出方法は異なります。)

(2) 各事業の特性や実績など個別事情により、上記(1)による算出が適当でない事業については、実情に応じて算出します。

【参考1】潜在家庭類型の種類(国の手引きから抜粋)

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム
	(就労時間:月 120 時間以上+下限時間~120 時間の一部)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム
	(就労時間:月下限時間未満+下限時間~120 時間の一部)
タイプ D	専業主婦(夫)
タイプ E	パートタイム×パートタイム
	(就労時間:双方が月 120 時間以上+下限時間~120 時間の一部)
タイプ E'	パートタイム×パートタイム
	(就労時間:いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
タイプ F	無業×無業

【参考2】推計人口について

量の見込みの算出にあたっては、27年度の国勢調査結果をもとに本市が29年度に算出した推計人口(以下、「元推計」)を一部補正**して使用します。

※補正内容:元推計の31年度の値を確定値に更新(置換)したうえで、元推計における年度ごとの増減率を使用して令和2年度以降の推計人口を算出

(単位:人)

						(-	<u> 単位:人)</u>
	元推計	確定値		推計	人口(補正	後)	
	平成3	1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	28, 417	26, 983	26, 528	26, 172	25, 920	25, 728	25, 569
1歳	28, 968	28, 229	27, 582	27, 116	26, 751	26, 497	26, 305
2歳	29, 552	29, 098	28, 450	27, 805	27, 342	26, 982	26, 732
3歳	30, 318	30, 067	29, 231	28, 573	27, 925	27, 457	27, 093
4歳	29, 431	30, 577	31, 450	30, 578	29, 887	29, 200	28, 707
5歳	29, 405	30, 289	30, 246	31, 101	30, 245	29, 570	28, 897
0-5歳計	176,091	175, 243	173, 487	171,345	168,070	165, 434	163,303
6歳	30, 115	30, 946	30, 132	30, 087	30, 940	30, 087	29, 414
7歳	30, 191	30, 613	30, 461	29, 657	29, 604	30, 441	29, 597
8歳	30, 659	31, 522	30, 968	30, 795	29, 966	29, 908	30, 755
9歳	30, 955	31, 683	31, 287	30, 722	30, 554	29, 740	29, 692
10歳	30, 927	31, 690	31,643	31, 238	30, 672	30, 506	29, 706
11歳	31, 283	32, 062	31, 709	31, 649	31, 245	30, 683	30, 509
12歳	31, 184	32, 109	32, 223	31, 858	31, 796	31, 385	30, 809
13歳	31, 081	31, 143	31, 275	31, 382	31,041	30, 980	30, 581
14歳	30, 953	32, 189	32, 335	32, 439	32, 556	32, 188	32, 124
15歳	32, 307	33, 080	31, 708	31, 840	31, 951	32, 056	31, 697
16歳	33, 242	33, 423	32, 925	31, 548	31,680	31, 796	31, 904
17歳	34, 491	34, 070	33, 294	32, 788	31, 417	31, 549	31, 657
6-17歳小計	377, 388	384,530	379,960	376,003	373, 422	371,319	368,445
合計	553, 479	559, 773	553, 447	547, 348	541, 492	536, 753	531, 748

(単位:人)

	元推計	確定値		推計	人口(補正		<u> </u>
	平成3	0年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	29, 077	27, 561	26, 478	26, 127	25, 881	25, 692	25, 535
1歳	29, 630	29, 210	27, 915	27, 452	27, 092	26, 839	26, 648
2歳	30, 394	30, 098	28, 602	27, 952	27, 484	27, 120	26, 868
3歳	29, 502	30, 621	30,616	29, 926	29, 243	28, 748	28, 364
4歳	29, 475	30, 310	31, 113	30, 255	29, 577	28, 904	28, 420
5歳	30, 203	31, 105	30, 250	31, 107	30, 249	29, 573	28, 903
0-5歳計	178, 281	178,905	174,974	172,819	169,526	166,876	164,738
6歳	30, 280	30, 565	29,613	29, 560	30, 393	29, 552	28, 892
7歳	30, 749	31, 450	30, 723	29, 896	29, 840	30, 682	29, 833
8歳	31, 047	31,606	30, 643	30, 475	29, 661	29, 613	30, 440
9歳	31,018	31,629	31, 177	30, 611	30, 445	29, 645	29, 597
10歳	31, 275	32,000	31, 584	31, 181	30, 619	30, 445	29, 638
11歳	31, 175	32, 053	31,802	31, 740	31, 332	30, 753	30, 580
12歳	31, 073	31, 049	31, 282	30, 946	30, 884	30, 488	29, 952
13歳	30, 946	32, 151	32, 400	32, 516	32, 145	32, 082	31, 677
14歳	32, 302	33, 062	31,825	31, 936	32, 042	31, 679	31,610
15歳	32, 799	33, 301	31, 440	31, 572	31,688	31, 799	31, 442
16歳	34, 031	34, 003	32, 731	31, 358	31, 493	31, 604	31, 714
17歳	34, 718	34, 250	33, 242	32, 733	31, 366	31, 507	31, 611
6-17歳小計	381,413	387, 119	378, 462	374,524	371,908	369,849	366,986
合計	559, 694	566, 024	553, 436	547, 343	541, 434	536, 725	531,724

【参考3】事業計画に「量の見込み」及び「確保方策」を記載する事業

		** C /\	<u> </u>	Ē	斤掌部	<u>></u>
		事業区分	本市実施事業	子育て	保育 · 教育	放課後
保育	教育	・保育施設	・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所		0	
教育	地域	过保育事業	・家庭的保育 ・小規模保育 ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育)	
	1	妊婦に対して健康診査を 実施する事業	• 妊婦健康診査事業	0		
	2	乳児家庭全戸訪問事業	・こんにちは赤ちゃん訪問事業	0		
	3	子育て短期支援事業	・ショートステイ・トワイライトステイ・母子生活支援施設緊急一時保護事業	0		
	4	養育支援訪問事業及び要保護 児童対策地域協議会その他の 者による要保護児童等に対す る支援に資する事業	・育児支援家庭訪問事業 ・養育支援家庭訪問事業 ・要保護児童対策地域協議会	0		
地	5	病児保育事業	• 病児保育事業	0		
地域子ども・	6	利用者支援に関する事業	・横浜子育てパートナー ・保育・教育コンシェルジュ ・母子保健コーディネーター	0	0	
子	7	時間外保育事業	延長保育事業(夕延長)		0	
子育て支援事業	8	放課後児童健全育成事業	・放課後児童クラブ・放課後キッズクラブ (一部)			0
事業	9	地域子育て支援拠点事業	・地域子育て支援拠点 ・親と子のつどいの広場 ・認定こども園及び保育所子育 てひろば ・私立幼稚園等はまっ子広場 等	0		
	10	一時預かり事業	・幼稚園での一時預かり ・保育所での一時保育 ・横浜保育室での一時保育 ・乳幼児一時預かり事業 ・親と子のつどいの広場での一 時預かり ・24時間型緊急一時保育 ・休日の一時保育	0	0	
	11	子育て援助活動支援事業	・横浜子育てサポートシステム	0		

保育・教育に関する「確保方策」(案)について

1 量の見込みについて

(1) 保育・教育に関する「量の見込み」の更新について

就学前児童数(推計人口)について、31年4月確定値を反映しました。なお、量の見込みは31年4月の実績を発射台に、6年度に向け、潜在的な需要が徐々に顕在化するものとして算出しています。

 3号
 2号

 二ーズ割合
 0歳
 1-2歳
 3-5歳

 31.1%
 52.8%
 58.7%
 52.4%

1号 3-5歳 41.3%

更新前

			2 · 3号					1号		
量の見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計	77, 683	79, 882	82, 081	84, 280	86, 500	47, 336	44, 353	41, 370	38, 387	35, 409
前年比	2, 199	2, 199	2, 199	2, 199	2, 220					
プラス分	2, 289	2, 289	2, 289	2, 289	2, 292					
マイナス分	▲ 90	▲ 90	▲ 90	▲ 90	▲ 72					

布	立口	_	•
罗	耓	T١	12

文机区			2 · 3号					1号		
量の見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計	77, 591	79, 607	81, 623	83, 639	85, 631	45, 546	43, 796	40, 526	37, 621	35, 014
36 F II							-			
前年比	2, 016	2, 016	2, 016	2, 016	1, 992					
プラス分	2, 155	2, 155	2, 155	2, 155	2, 135					
マイナス分	▲ 139	▲ 139	▲ 139	▲ 139	▲ 143					

2 確保方策について

(1)「確保方策」策定にあたっての基本的考え方(保育(2・3号))

引き続き、毎年度の待機児童解消を図るため、「確保方策」を「量の見込み」と一致させます。

※1号の確保方策については、計画の起点となる31年4月の実績を集計中のため、今後お 諮りします。

ア 以下の施設・事業等により、保育ニーズに対応します。

- ·認可保育所(0歳、1-2歳、3-5歳)
- ・認定こども園(0歳、1-2歳、3-5歳)
- ・地域型保育事業(0歳、1-2歳)
- 横浜保育室(0歳、1-2歳、3-5歳)
- ・私立幼稚園等預かり保育事業 (3-5歳)
- ・幼稚園2歳児受入れ推進事業(第二期計画より)(1-2歳)
- ・企業主導型保育事業(第二期計画より)(0歳、1-2歳、3-5歳)※ ※立入調査結果により、問題がないと判断された施設の地域枠

イ 各地域・エリアの実情に応じた対応を行います。

- ・既存の保育所等の定員構成の見直しや幼稚園での長時間預かりなど、既存の保育・教育資源を最大限活用した上で、ニーズに合わせた認可保育所、認定こども園、地域型保育事業を整備します。
- ・保育(2・3号)に関する「量の見込み」が減少していく区・年齢区分(マイナス分) については、年齢間での定員構成の見直しなどを行います。

別紙1

(2) 基本的考え方を踏まえた「確保方策」(案)について

- ①4か年で8,040人分の枠(0歳:1,085人、1-2歳:2,653人、3-5歳:4,302人)を確保します。
- ②認定こども園(2・3号)・保育所・幼稚園(預かり保育 2号相当、幼稚園2歳児受入れ)・企業主導型保育事業は、7.574人分を確保します。
- ③低年齢児を対象とする地域型保育・横浜保育室は、地域型保育事業の整備と横浜保育室の認可保育所等への移行により、466人分の枠拡大となります。

※確保方策の内訳については、予算編成等の過程で変動の可能性があります。

※3年度に、計画の中間見直しを実施する予定です。

<保育・教育に関する「確保方策」(案)・【全市・暫定版】>

単位:人

												牛′	位:人
			2年	F度			3年	F度			4年	度	
	全市	3	号	2号	1号	3	号	2号	1号	3	号	2号	1号
		O歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	O歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	O歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
量の	 D見込 <i>み</i>	6,856	25,354	45,381	45.546	7,131	26,020	46,456	43.796	7,406	26,686	47,531	40.526
≖ •	9	<u></u>		77,591	10,010			79,607	40,700			81,623	40,020
	認定こども園・保育所・幼稚園・ 企業主導型保育事業	6,030	21,948	45,183		6,266	22,588	46,303		6,484	23,097	47,398	
確保	確認を受けない幼稚園 3												
方策	地域型保育·横浜保育室	826	3,406	198	*	865	3,432	153	*	922	3,589	133	*
來	計 1	6,856	25,354	· · · · · ·		7,131	26,020	46,456		7,406	26,686	47,531	
		ı		77 501								01 622	
				77,591				79,607				81,623	
			5年				6年					61,023	
	全市	3-			1号	3 5	<u> </u>		1号			61,023	
	全市	3· 0歳	号	度		3 5 0歳	<u> </u>	度 2号				61,023	
			号	·度 2号	3-5歳		· 클	度 2号	3-5歳			01,023	
	全市 量の見込 <i>み</i>	O歳	号 1一2歳	度 2号 3-5歳	3-5歳 37,621	O歳 7,941	号 1-2歳	度 2号 3-5歳				61,023	
		O歳	号 1一2歳	度 2号 3-5歳 48,606 83,639	3-5歳	O歳 7,941	号 1-2歳	度 2号 3-5歳 49,683	3-5歳			81,023	
確保	量の見込み 認定こども園・保育所・幼稚園・	O歳 7,681	号 1-2歳 27,352	度 2号 3-5歳 48,606 83,639	3-5歳 37,621 2	O歳 7,941	号 1-2歳 28,007	度 2号 3-5歳 49,683 85,631	3-5歳 35,014			01,023	
保方	量の見込み 認定こども園・保育所・幼稚園・ 企業主導型保育事業	O歳 7,681	号 1-2歳 27,352	度 2号 3-5歳 48,606 83,639	3-5歳 37,621	O歳 7,941	号 1-2歳 28,007	度 2号 3-5歳 49,683 85,631	3-5歳			01,023	
保	量の見込み 認定こども園・保育所・幼稚園・ 企業主導型保育事業 確認を受けない幼稚園	O歳 7,681 6,719	号 1-2歳 27,352 23,780	度 2号 3-5歳 48,606 83,639 48,518	3-5歳 37,621 2	O歳 7,941 6,911 1,030	1 — 2歳 28,007 24,229 3,778	度 2号 3-5歳 49,683 85,631 49,595	3-5歳 35,014			01,023	

※1号の確保方策については、計画の起点となる31年4月の実績を集計中のため、今後お諮りします。

29

1号 3一5歲	2,951			2183	\setminus		934				1,194			/	1 533				1,636				1,924				2,204				1 637				\	706,1			5				1 880	00'-			3,154				2,769				2,935			1,029				1 261				,	1.13			35.014	200			
2年 3-5			4,816				´ -	1,570		1,570	1,99	1,998		0	- 6	2,386		0 300 0		2,413		2,413	2,529	2,529		2 529		2,726		0	2,	1.921		0	1,921	2,210		0	2,	5,922		09	2,982	2,395		0 205		7		4,079	2		0	2,	3,859	1	,	3,859			0		1.844			1,844			01	1,433	49,595	0	88	49,683
6年 号 1一2歳	2,670	* * * *	229	2070	000	232	934	824	Ş	934	1,033	856		1771	1,033	1,010		110	1,120	1,184	;	111	1,551	1,306	140	1.551	1,511	1,330		181	1,511	946		215	1,161	1,036		54	1,090	3,292		469	3,701	1,077		358	2,150	1,837	313	2,150	1,562	1,390	172	1,562	2,365		392	2,365	539		110	649	756		88	845	805		211	805	24,229	0	3,778	28,007
34	977	07/	56	580	450	46	253	224	8	253	303	251		52	303	356		27	360	339	3	360	481	374	Ç	107	379	331		48	379	238		70	308	266		4	270	893		127	020,1	319		84	989	602	84	989	454	420	34	454	625		142	625	181		45	226	241		27	268	139	!	27	7.941	6,911	0	1,030	7,941
1号3一5歳	3,213			2324	\backslash		1.029			\backslash	1,352			//	7,7			$\backslash \backslash$	1.731			$\setminus \setminus$	1,958			$\setminus \setminus$	2,385			//	1 703	4	\setminus		\ ;	2			7,425				1 966	000-1			3,373			$\sqrt{}$	2,900	$\backslash \backslash$	$\sqrt{}$		3,162			1,119				1317	1			\	1,228			37.621	. 12, 20			
3 2号	4,629	70,4	4,629	3490	0463	- 35	3490	1,492	•	1.492	1,883	1,883	\	0	1,883	2,272	\ \	0 6266	2,272	2,440	,	2,440	2,493	2,493	,	0 493	2,710	2,710		0	2,710	1,909	\ \	0	1,909	2,191		0	2,191	5,667	\ \	09	9,304	2,394	\	0 7000	3,971	3,962	σ	3,971	2,796	2,796	0	2,796	3,771	\ \	0	3,771	1,157	\ \	0	1,15/	1,865	. \	0	1,865	1,416	\ \	01	1,416	46,518	0	88	8,606
5年	2,597	2,300	229	2025	28/-	232	cz0z	773	;	883	1,011	834		177	1,011	086		110	1,090	1,185	;	11.1	1,482	1,285		197	1,488	1,319		169	1,488	939		185	1,124	1,026		24		3,163		469	3,032	770,1		318	2,110	1,797	313	2,110	1,596	1,424	172		2,258		344	2,258	534		100	634	787		88	876	582		193	27.352 4	23,780	0	3,572	27,352 4
3号	738	700	56	559	2	46	240	211	S	240	289	237		52	289	331		27	358	337	3	358	448	365	G	83	376	331		45	376	238		19	299	277		4	281	856		127	304	319		75	651	267	84	651	455	421	34	455	607		124	213	173		40	213	238		27	265	140	!	72	167	6,719	0	962	,681
- 2 · 40	3,490			2482			1,127				1,515			\ \	1 918	2			1.848		\ \		2,010				2,580			\ \	1 707	2			\ ;	1,0,1			9 769	3		\ \	2,065	200,7			3,638				3,062				3,412		\ \	1,232			\	1 398	8			\	ς ξ'			10.526	2 2 2			_
24年 3-5 3-5 3-	1,444	\ \ ¥.	2 44	3403	0600	7	413	413	\	0 14	797	1,746	\	12	767	2,156		0 8	150	,460	\	2,465	458	,458	\	0 458	969	969"	\	0	969	7897	\\	0	768	2,171		0	171	413		09	303	2,393	\ \ \	0 0000	864	1,855	0	,864	,813	2,801	12	2,813	683	\\	0 8	149	149		0	149	988	\\	0	1,886	383	\\	71	400	47,398	0	133	531
4年度 2 2章 3· 1	2,525 4,	T	229 2,525 4,	., .	04/-	232	830	720 1	ç	830	987 1,			221	_ (949 2		110	7 860,1	1,158 2	6	1.296 2.		1,249 2	L	165	1,467 2,	1,275 2		192		932			÷, c	1,000 2,		54		3,026 5		475	3,501 5,	1,077		280		1,760 3	308	က	1,632 2,				2,149 3,	'	•	618 1.	527 1		91		818				743 1,		176	743 1, 6.686 47.	23,097 47	0	3,589	6,686 47,
3号	00 844	† †	200	537	- 0.	46	537	196	8	25	273	219		54	273	308		27	356	334		77	911	349	ī	67	374	326		48	874	238		20	888	286		4	060	811		133	944	319		64	615	534	18	615	154	406	48	154	187		40 5	198	163		35	98	237		27	64	140	!	27		6,484		922	901
# #G	7.798		\\	2654		\ \	216		\ \	\	169,		\ \	/ /	110	2	\	\ \	975		\ \		980'	\ \	\ \		.787			\ \	900			\ \	1 5)))		\ \	169	, ,		/ /	107	2		\ \	932 (\ \	\\		,249	\ \		1	179,		<u> </u>	354 1			\ \	495	- 		\ \	\ {	074.		\ \	7.7 967.	9			£./
3 14 2 3 14	39 3	3	2 69	3316		7	0	,332		^ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	120	30	\setminus	2	10 5	040		0 8	2 6	85		° 8	23 23	2,423		0 8	32 2	.82		0	22 22	8 8		0	20 7	51 2	$\langle \ \rangle$	0	10 0	5,141		78	2 2	92 /		0 8	3 75	3,748	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	757	30	<u>8</u>	2	08	595 3		0 1	8 =	1,141		0 :	= 5	706.	$\langle \ \rangle$	0	706,	1 / 19		7	7 43		0	23	99
3年度 25号 2章 3十	453 4,28	7, 4	229 4,2			232	-	6,1 1,3	ç	777	963 1,6	742 1,6		221	- 0	918 2,0		۰	2 2	1,158 2,4		138 5 296 2,490	, , ,	1,213 2,4	9	133	446 2,68	,264 2,6		182 0	7446 2,68	925 1.8	-	121	046 1,88	1,002 2,151	\perp	54 0		2,861 5,1		'	c c	1,077 2,392		242 0	4 (5)		308	က်	1,668 2,83	,396 2,818		2	1 796 3.58	1	•	,040 3,58 602 1.1			81 0		- -			- 1	557 1.367		154	711 1,38	22,588 46,303	0	432 1	020 40,4%
3年	2 2,		2			46					7	13			-							-		Ť		_		1 1		9	2 -	. 00			7 ,	1 1			_ (2 2			ο c	9 6		-	2	1							2		•	.7															3	Ι 20'
0	17 66	3	56	573 51	4	4 [14 21	182	\ \	210	66 25	203	\ \	24	25	8 /	\ \	7 27	35,	: \	,	3, 2,	41 384	33	\ \	384	42 37:	32		4	37.	23	\	39	72 27	29		4	29	3 /	\	142	33	3 15		53	39 57	48	α .	579	60 45:	4	4	453	46 567		<u>ه</u> ا	93 183	: \ <u>=</u>		8	18	236		2	56.	140		72	16 7.13	6,266		8 9	۲,۱٥
1号 3一5	0,4			» \			7 2		//	$\langle \rangle$	7,1			//	(;	† \			20		//	$\backslash \backslash$	2,1		//		2,8		\setminus	//	5	ì	$\langle \ \rangle$		\ ;	-i \						//	(;	1 /			4,	//		$\langle \ \rangle$	3,4		$\langle \rangle$		7,8	$\langle \ \rangle$	//	(E.			//	7	2 \	$\langle \ \rangle$:	4.	$\langle \ \rangle$	//	45.5	<u> </u>			
# ''	4,074		5 41 1 4,074				4 1.255	1 1,253	•	4 1.255	9 1,535	-			9 1,535			0 0		2,510		8 5 8 2.515		7 2,388	•	1 0 0	5 2,668	7 2,662			5 2,668	8 1,873				2,131		4 0	2,131	4				7, 2,391		0 0		16 3,641	0	4 3,650	1,704 2,847	2,835	5 12		3,507			3,507			0						9 1,368		2 17	9 1,368	21,948 45,183	0	3,406 198	45,381
23号 1-2歳	2,381		315			232	72,	19	=	724	93	11		221	66 63	887			129	1,158	,	138	1,27	1,177	9	101	1,42	1,227		198	1,42	918		88	00,1	990		54		2,707		532	3,23	1,077		1 204	1,984	1,67	308						1,931			1,931			11	986	8 8		8	96	6/9		13.					
***	624	700	72	493	‡	46	195	167	S	195				54	241	262		27		330		352		317		35		319		21	370	238		28		304		4		725		141		319		76.1				543					547			168			25		235				140		27		6,030			9,830
		部としても図「KFIの」が作図「比米工学主KFI保 保 確認を受けない幼稚園	方策	量の見込み	確認を受けない幼稚園 保 確認を受けない幼稚園	方 地域型保育·横浜保育室 当			保付	無		世	雅 ないないない。 本記を受けない、幼稚園	万策		ŧ	催 確認を受けない幼稚園	方 地域型保育·横浜保育室 第			中和	米		世	保 確認を受けない幼稚園 カ ユニュニュニュ 世に日本古	米	量の見込み	推	#哦-	万策			確 確認を受けない幼稚園	方策			海 哦	方策			確 確認を受けない幼稚園	方策			権権認を受けない幼稚園	ク紙	量の見込	擇	保力	無			床七	K		確確認を受けない幼稚園	方策		認定こども園・保	⊯ с	万策			確認を受けない幼稚園	方策			福氓	方 地域型保育·横浜保育室 第			確保士	方策	ta.
に 大 石	33.6%	62.0%	38.0%	33.3%	50. 2%	37.9%	33.9%	58.5%	62. 7%	٥٠. وي م	33.9%	54.0%	62. 6%	37. 4%	3/1 0%	47.1%	60.9%	39. 1%	30. 7%	53. 4%	59.6%	40. 4%	34. 4%	52. 2%	56.8%	43. 2%	27. 2%	50.8%	55.3%	44. 7%	26 5%	48. 2%	54.3%	45.7%	NO 30	49. 2%	58.6%	41. 4%	30 0%	62. 2%	65.8%	34. 2%	30 08	53.3%	55.9%	44. 1%	32. 9%	47.7%	56. 4%	5	29. 7%	47.1%	49.9%		29. 5%	56.8%	43. 2%	33. 7%	49. 2%	53.1%	46.9%	28.3%	44.8%	59. 4%	40.6%	50	52.9%	55.9%	44. 1%	31.1%	52.8%	58. 7%	41.3%	
48	0 號	3-5歳(2号)	(1号)	10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	-2既機(2中)	(1号)	総	1-2歳	3-5歳(2号) (1号)		0 辦	1-2歳	3-5歳(2号)	(1年)	雅〇	1-2歳	3-5歳(2号)	(1号)	艦	1-2歳	3-5歳(2号)	È	9	1-2歳	3-5歳(2号)	r E	8	1-2歳	3-5歳(2号)	(1年)	雅〇	1-2歳	3-5歳(2号)	(1号)	4	0.聚1-2歳	3-5歳(2号)	(1号)	#	1-2歳	3-5歳(2号)	(1号)	- 1	1-2歳	3-5歳(2号)	(F)	総	1-2歳	3-5歳(2号) (1号)		0 辦	1-2歳	3-5歳(2号) (1号)		0歳	3-5歳(2号)	(1号)	総	1-2歳	3-5歳(2号)	二 元	能	1-2歳	3-5歳(2号)	(1号)	4	0 聚1-2號	3-5歳(2号)	(1号)	艦	1-2歳	3-5歳(2号)	(1号)	1
™		電影			= ₩=				M				3-5j				3-5				Æ⊠				~ 2-5-				阿			_	♣⊬ l								3-5				₹ ⊠				₩ ⊠			跨和 一			ľ	□ ₩ 1			L	₩ ⊠				₩ ₩				(4)				₩ 4		-

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出及び確保方策(案)の考え方

			次期計画(R2~R6年度)	現行計画(H27~R元年度)
	地域子ども	・子育て支援事業	「利用者支援」	こ関する事業」
		本市事業	利用者支援事業 (基本型:横浜子育てパートナー 特定型:保育・教育コンシェルジュ 母子保健型:母子保健コーディネーター)	保育コンシェルジュ事業、地域子育て支援拠点における利用者支援
		事業内容	横浜子育てパートナー 子育て家庭の個別相談に対応し、子どもとその保護者・妊娠中の人が子育て支援に関いる専任スタッフです。 保育・教育コンシェルジュ 保護者ニーズと保育サービスを適切に結びつけることを目的として、就学前のお子さん り事業、幼稚園預かり保育などの保育サービスについて情報を提供しています。 母子保健コーディネーター 区福祉保健センターに保健師・助産師等の専門職を配置し、主に妊娠届出時の面接がで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図ります。	の預け先に関する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、横浜保育室や一時預か いら産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うこと
		対象家庭類型		A ■B ■C ■C' ■D ■E ■E' ■F)
	対象年齢 方法			~5歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			国「手引	き」による
量の見込み(案)算出の考え方	算出根拠	概要	■国「手引き」における量の見込みの考え方(要旨) 利用者支援事業については、子育て中の親子にとって、より身近な場所に設置することができるよう、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。なお、基本型・特定型と母子保健型を分けて計画に記載すること。 ■国による利用者支援事業の実施要綱(抜粋) ・基本型:主として身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設での実施とする。 (事務局注釈:「横浜子育てパートナー」が該当) ・特定型:主として市町村窓口での実施とする。 (事務局注釈:「保育・教育コンシェルジュ」が該当) ・母子保健型:主として市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設での実施とする。 (事務局注釈:「母子保健コーディネーター」が該当) ■上記を踏まえた本市における量の見込みの考え方 ・基本型 [横浜子育てパートナー] ⇒各区の地域子育て支援拠点において実施するよう設定(拠点サテライトを含む) ・特定型 [保育・教育コンシェルジュ] ⇒各区の地域子育で支援拠点において実施するよう設定(拠点サテライトを含む) ・特定型 「保育・教育コンシェルジュ」 ⇒各区の地域子育で支援拠点において実施するよう設定(拠点サテライトを含む) ・特定型「保育・教育コンシェルジュ」 ⇒各区の地域子育で支援拠点において実施するよう設定	■国「手引き」における量の見込みの考え方(要旨) 子育て中の親子の身近な場所に設置することが必要であることから、例えば複数の中学校区(2中学校区など)に1箇所などを目安として、箇所数で設定する。 ■国による利用者支援事業の実施要綱(案)(抜粋) ・日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村窓口などでの実施とする。 ・基本型:独立した事業として行われている形態 (事務局注釈:「地域子育て支援拠点における利用者支援」が該当) ・特定型:行政の一環として行われている側面が強い形態 (事務局注釈:「保育コンシェルジュ事業」が該当) ■上記を踏まえた本市における量の見込みの考え方 [保育コンシェルジュ事業] ⇒各区役所において実施するよう設定 [地域子育て支援拠点における利用者支援] ⇒各区の地域子育て支援拠点において実施するよう設定
		指標(単位)	実施箇所	数(か所)
		現行計画からの 変更等の考え方	新たに利用者支援事業(母子保健型)を開始したことに伴い、同事業を追加した。	
	確保方策	₹(案)の考え方	・「地域子育て支援拠点での利用者支援」は拠点及びサテライトにおいて実施(サテライト設置翌年の開始を見込む)。 ・「保育・教育コンシェルジュ」は、引き続き区役所において実施。 ・「母子保健コーディネーター」は各区福祉保健センターに配置し、実施する。	・「地域子育て支援拠点での利用者支援」は、順次実施区を拡大していく方針。 ・「地域子育て支援拠点での利用者支援」は、拠点(1か所/区)に加えて、乳幼児人口が多く、拠点の利用者数が平均を大きく上回る5区について、拠点のサテライトを設置して実施する。 ・「保育コンシェルジュ」は、引き続き区役所において実施。
		現行計画からの 変更等の考え方	新たに利用者支援事業(母子保健型)を開始したことに伴い、同事業を追加した。	

次期計画			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(案)	全市	横浜子育て パートナー	27	27	27	27	27
		保育・教育 コンシェルジュ	18	18	18	18	18
		母子保健 コーディネーター	18	18	18	18	18
確保方策(案)	全市	横浜子育て パートナー	23	24	25	26	27
		保育・教育 コンシェルジュ	18	18	18	18	18
		母子保健 コーディネーター	18	18	18	18	18
現行計画			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	計画値	横浜子育てパートナー	23	23	23	23	23
	実績		18	18	20	21	
	計画値	保育・教育コンシェルジュ	18	18	18	18	18
	実績		18	18	18	18	
	計画値	母子保健コーディネーター	_	_		_	_
	実績		_	_	_	_	
確保方策	計画値	横浜子育てパートナー	18	19	20	21	23
	実績		18	18	20	21	
	計画値	保育・教育 コンシェルジュ	18	18	18	18	18
	実績		18	18	18	18	
	計画値	母子保健 コーディネーター	_	_			_
	実績		_	_	_	_	

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出及び確保方策(案)の考え方

					次期	計画(R2	:~R6年	隻)	現行計画(H27~R元年度)				
	地域子ども	・子育て支援事業						「時間外仍	异 育事業」				
		本市事業			延長	保育事	業(夕延長	Ę)	時間延長サービス(夕延長)				
		事業内容	多様化する	多様化する就業形態や女性のさらなる社会進出に対応するため、保育施設において延長保育を実施します。民間保育施設に対しては、延長保育実施のための必要経費を助成します。									
		対象家庭類型				国[=	手引き」で対象	象とする潜在家庭類型(■A ■	B ■C □C' □D ■E □E' □F)				
		対象年齢						O歳~	~5歳				
		方法						国「手引き」の・	一部をアレンジ				
量の見込み(案	算出根拠	概要	「量の見込 ・「潜在 ・「利用 ■「手引き」: ・計画最	家庭類型別児 意向率」=ニー アレンジの内? 終年度(R6年	家庭類型別児 記童数(人)」= 一ズ調査によ 容 :度)に向けて	童数(人)」× =「推計児童勢 り把握した時 、潜在的な需	間外保育(18 要が順次顕a	(割合)」 在家庭類型(割合)」 時30分以降)利用意向の割合 生化するものと仮定した。	■国「手引き」による31年度の量の見込み 「量の見込み(人)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向率(割合)」=ニーズ調査により把握した時間外保育(18時以降)利用意向の割合 ■「手引き」アレンジの内容 ・計画最終年度(31年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。				
第出の書	→国「手引き」によりR6年度の量の見込みを算出して、H30年度実績からR6年度にかけて 平均的に量の見込みが増加するよう、R2~5年度の量の見込みを算定する。 →国「手引き」により31年度の量の見込みを算出して、25年月 平均的に量の見込みが増加するよう、27~30年度の量の 日												
考え方		指標(単位)						יים אוידי					
,,		現行計画からの 変更等の考え方	用した。次期 ・延長保育事	・本事業について、ほとんどの実施施設において開始時刻が18:30からとなっているが、現行計画策定時は「時単位」までしか利用意向を調査できていなかったため、「18時以降」の利用意向の割合を採用した。次期計画策定に向けては、より正確なニーズを把握するために「分単位」まで利用意向を調査しており、「18時30分以降」の利用意向の割合を採用する。 ・延長保育事業の実績については、⑦6,775人②6,323人③6,087人③6,069人となっている。 ・利用実績は減少傾向にあるが、実施施設数は増えているため、現計画のアレンジを採用し、R6年度に向けて、H30年度実績をもとに徐々に量の見込みが増加する計画とする。									
	確保方領	き(案)の考え方	施設は、認 るようにする ・今後新規 し、既存の	可保育所、言 る。 に整備するが	忍定こども園 施設・事業所 には、施設の	、地域型保証のいては、状況に応じ	育事業のいる	「れの施設でも柔軟に対応でき 全て延長保育を実施することと (認可保育所 18時30分以降開	・地域のニーズや施設の状況に応じて、実施施設の数を増やしていくことが求められる。実施施設は、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業のいずれの施設でも柔軟に対応できるようにする。 ・今後新規に整備する施設・事業所については、原則として全て延長保育を実施することとし、既存の施設については、施設の状況に応じて対応する。(認可保育所 18時以降開所施設 現行613施設中612施設)				
		現行計画からの 変更等の考え方	変更なし						※現行18:30~20:00の認可保育所における延長保育利用者は、入所児童数の15.2%。				
	ž	内期計画	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度						
量の身	見込み(案)	全市	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310						
確保	方策(案)	全市	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310						
	Į	見行計画	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度						
	n = 11 4	計画値	11,402	14,350	16,729	19,037	21,278						
量0	の見込み	実績	6,775	6,323	6,087	6,069							
	10 ± 6	計画値	11,402	14,350	16,729	19,037	21,278						
確	保方策	実績	6,775	6,323	6,087	6,069							

			次期計画(R2~R6年度)	現行計画(H27~R元年度)				
1:	也域子ども・子	育て支援事業	「一時預かり事業、子	育て援助活動支援事業」				
		本市事業	<(ウ) ~(ケ) その他>	(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定) (イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定) <(ウ) ~(ケ) その他> (ウ) 保育所(一時保育)、(エ) 横浜保育室(一時保育)、(オ) 乳幼児一時預かり事業、 (カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり、(キ) 横浜子育てサポートシステム、 (ク) 24時間型緊急一時預かり、(ケ) 休日保育				
		事業内容	○幼稚園での一時預かり (私立幼稚園等における一時預かり(市・県)) 幼稚園・認定こども園(教育利用)の教育時間の前後などに保護者の希望に応じて在園児を預かります。保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的なニーズに対応します。 (横浜市私立幼稚園等預かり保育事業) 幼稚園・認定こども園(教育利用)の教育時間の前後や休業日に、保育を必要とする在園児を園で預かる事業です。教育時間を含めて7時30分から18時30分まで、夏休みなどの長期休業期間を含めて対応しています。 ○一時保育事業 認可保育所・公立保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・横浜保育室において、パート勤務や病気、	○親と子のつどいの広場での一時預かり 子育て中の親子同士が気軽につどい、交流する親と子のつどいの広場の一部では、短時間の一時預かりを実施しいます。広場を利用したことのある生後6か月以上3歳以下の市内に居住するお子さんが対象です。 ○横浜子育てサポートシステム事業 「子どもを預かってほしい人」が利用会員として、「子どもを預かる人」が提供会員として登録して、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行うシステムです。生後57日から小学校6年生までのお子さんを対象としています。 ○24時間型緊急一時保育 病気や仕事等で、急にお子さんを預けなければならなくなったとき、夜間・宿泊も含め、24時間365日対応する一時				
			りします。 〇乳幼児一時預かり事業 認可外保育施設において、パート勤務や病気、冠婚葬祭などにより一時的に家庭で保育できない場合や、保護者	育です。原則として、連続3日以内まで利用可能です。 〇休日の一時保育				
		対象家庭類型		在家庭類型(下記「概要」参照)				
		対象年齢		記「概要」参照) き」を一部アレンジ				
		方法		を一部アレンジ ■国「手引き」による31年度の量の見込み				
			【ステップ1:幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み】 ①1号認定による利用 〔対象潜在家庭類型]潜在タイプC'、D、E'、F 〔対象年齢]3歳~5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向の平均日数(年間) ②2号認定による利用 〔対象潜在家庭類型]潜在タイプA、B、C、E 〔対象年齢〕3歳~5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」	【ステップ1: 幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み】 ①1号認定による利用 〔対象潜在家庭類型〕潜在タイプC'、D、E'、F 〔対象年齢〕3歳~5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向の平均日数(年間) ②2号認定による利用 〔対象潜在家庭類型〕潜在タイプA、B、C、E 〔対象年齢〕3歳~5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」				
量の見込み(案)算出の考	算出根拠	概要	・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した、2号認定のうち幼児期の学校教育の 利用希望が強いと想定されるものの就労日数(年間)	・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した、2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの就労日数(年間) 【ステップ2:その他の量の見込み】 [対象潜在家庭類型]全て [対象年齢]0歳~5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ー【ステップ1】①における量の見込み(人/年) ーニーズ調査における不定期事業利用状況の回答で「ペピーシッター」及び「その他」の利用日数の累計(人/年) ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向日数(年間)				
え方			■「手引き」アレンジの内容 ア. 計画最終年度(R6年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ⇒国「手引き」によりR6年度の量の見込みを算出して、H30年度実績からR6年度にかけて平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定する。 イ. 「その他」について、H30年度実績を集計値が大きく上回っており、事業別の利用意向のうち、保育所との併用が想定されない「保育所等での一時保育・一時預かり」において保育要件を満たす2号相当の家庭類型のニーズを除く補正を行った。 っ. 「幼稚園1号」について、H30年度実績を集計値が大きく下回っており、市型預かり1号分を上乗せする補正を行った。 エ. 「幼稚園1号」「幼稚園2号」の区分間における整理を行った。 オ. 横浜子育てサポートシステムの小学生の量の見込みについて、「その他」の量の見込みに追加した。	■「手引き」アレンジの内容 ア. 計画最終年度(31年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ⇒国「手引き」により31年度の量の見込みを算出して、25年度実績から31年度にかけて平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定する。				
		 指標(単位)	・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	者数(人/年)				
	現行計画	うからの変更等の考え方		保育所等での一時保育・一時預かり」において保育要件を満たす2号相当の家庭類型の二一ズを除く補正を行った。				

	(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定) 	・既存施設も含めて確保方策を検討する。(既存で確保できない分を新規整備) ・ 供料開発が得済については、既存は新聞の語さい保育会は大機とていくことでなります。
	・希望する保護者が利用できる環境を確保する趣旨から、R6年度までの量の見込みの増数分を計画年数で均等	
	に按分した数値を上乗せした数値とする。	・幼稚園預り保育以外については、「一時保育」や「乳幼児一時預かり」等により、確保方策の検討を行う。
	・新たな施設整備を伴うものではないため、見込量の増への対応は、既実施園での受入数の増と未実施園での	(c) (14)(B(27)) (B + 4 B 27)
	事業実施により対応する。	(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定)
	() () () () () () () () () ()	・全在園児を対象として、保護者が必要に応じて利用している状況であるため、既実施園における需要に対
	(イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定)	は、現状で充足している状態と判断する。
	・全在園児を対象として、保育を必要とする要件に適合すれば利用できる環境を確保する趣旨から、R6年度まで	・耕たな施設整備を伴うものではないため、見込量の増への対応は、既実施園での受人数の増と未実施園
	の量の見込みの増数分を計画年数で均等に按分した数値を上乗せした数値とする。	施により対応する。
		・希望する保護者が利用できる環境を確保する趣旨から、平成31年度までに市内全園の実施を目標として
	事業実施により対応する。	数分を計画年数で均等に按分した数値を各年度の箇所数に上乗せした数値とする。
	<(ウ)~(ケ) その他>	 (イ)幼稚園(預かり保育・2号認定)
	・量の見込みへの対応については、H30年度の利用実績をベースに、各事業それぞれの状況に応じ、施設数の増	・公本開切を対象と で 保育を必要とする要件に適合すれば利用が可能が状況であるため 野宝施園に
	(新規実施)や、既存施設での受け入れ増により、見込んでいく。	に対する確保量は、現状で充足している状態と判断する。
		・一方で、保育所と同等の保育時間を実施していることから、保育所入所の需要の一部を代替する役割も果
	(ウ)保育所(一時保育)	り、その潜在的な需要に対しては、既実施園での受入数の増と、新規認定園の増にて確保する。
	・実施している全園に対して新たに調査を行い、利用実態を把握することにより、区役所等での利用者への案内	り、しい自己は近年のよれ女に対しては、処大心固という文へ数いった。 が、
	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	(ウ)保育所(一時保育)
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		「紀行の天旭園の天順(1125天順:30年旭成、142,331八)を「「八に、利尻罡圃園に フィーでは、王での末首) ることを想定して積算。
	が女だしていてアイミング寺で、一時休日に石田できる杯の塩加に取り組む。	のことを忍足して傾身。 ・横浜保育室からの移行分も想定。
確保方策(案)の考え方	(工)横浜保育室(一時保育)	* 関係休月至が90万分1万も芯定。
	(エ) 横浜休月至(一時休月) 既存の実施園の実績をベースに、認可保育所への移行予定施設の利用見込数を減らしている。	(工)横浜保育室(一時保育)
	成代の美胞園の美種をハー人に、認可味自加への移打予定施設の利用見込数を減らしている。	・既存の実施園の実績(H25実績:116施設、17,058人)をベースに、認可保育所への移行予定施設の利用
	ᄼᆉᆝᆒᄊᆑᅠᄜᅑᅭᆡᆸᄴ	*既任の美施園の美額(H25美額:116施設、17,058人)をペースに、認可休育所への移行了た施設の利用。 らして積算。
		りしく恨异。
	・定員規模の小さな実施も見込むことで、未実施区での新規実施を図る。 ・既存施設からの距離要件などの緩和等により各区複数か所での実施を図り、年3か所程度の新規実施を見込	(オ)乳幼児一時預かり事業
	む。	・小規模保育事業に併設するなどして、未実施区を中心に確保する。
	・運営実態の把握を行い持続可能な制度の検討を行いながら、既存施設での受入増に取り組む。	(L) WI 7 0 - 10 0 C FIR 0 C FIR 7 0
	(+) #1 7 0 0 P1 0 0 P1 7 0 P1	(カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり ・実施箇所数は、一時預かりに必要な広さとスタッフを確保できることを条件とし、広場実施箇所数の1/2を
	(カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり	
	・安定的に広場運営を継続していることや一時預かりに必要なスタッフを確保できること等を条件とし、年1か所程	* 夫.他
	度の新規実施を図る。	(1) 7 7 7 11 12 1 3 1 7 7 7
	(ナ) マ本マ共ポートシュニル	(キ) 子育てサポートシステム
	(キ) 子育てサポートシステム	・確保数:前年度の活動件数×104%(過去8年間の伸び率の平均4%)
	・各区支部事務局での提供・両方会員増への取組により確保を図る。	(た) 0.4月七月日間7.45。 月七マモよい
		(ク) 24時間緊急一時預かり
	(ク) 24時間緊急一時預かり	・実施箇所数×1か所当たり定員6人×365日×40%
	・ニーズの高いことが見込まれるエリアの保育所と意見交換を行うなど実施施設確保に向けた取組を行う。	
		(ケ) 休日保育 (ケ) 休日保育
	(ケ) 休日一時保育	・既存施設10か所の平成25年度実績×伸び率
	・ニーズの状況により、受入枠の拡大、新たな実施施設の確保に向けた取組を行う。	・平成31年度までに18区に1か所となるよう、順次整備。

次期計画								
次期 ————————————————————————————————————	計画			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
		幼稚園(1号)	ア	285,230	285,979	286,728	287,477	288,227
量の見込み(案)		幼稚園(2号)	1	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580
		その他		331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
		幼稚園(1号)	ア	285,230	285,979	286,728	287,477	288,227
		幼稚園(2号)	1	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580
			計	331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
	全市		ゥ	145,936	151,406	152,216	157,096	158,680
確保方策(案)			Ŧ	2,970	1,942	1,916	526	526
唯体力來(來)		その他	オ	106,335	115,851	129,029	139,445	151,721
			カ	7,688	7,916	8,144	8,372	8,600
			+	64,566	67,149	69,732	72,315	74,898
			ク	1,305	1,331	1,356	1,433	1,558
			ケ	2,369	2,411	2,450	2,493	2,534
現行計	画			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
	計画値	幼稚園(1号)	ア	554,519	561,438	568,348	593,474	616,749
	実績	が作函(つつ)		522,192	541,479	537,103	集計中	
量の見込み	計画値	幼稚園(2号)	1	555,575	591,043	626,504	944,179	1,011,470
里切元应(**	実績	幼性图(2号)	-1	702,423	790,263	877,749	971,372	
	計画値			365,351	408,861	452,358	518,102	583,843
	実績			313,756	315,111	308,977	300,905	
	計画値		ア	554,519	561,438	568,348	593,474	616,749
	実績			522,192	541,479	537,103	集計中	
	計画値		1	555,575	591,043	626,504	944,179	1,011,470
	実績		*1	702,423	790,263	877,749	971,372	
	計画値		計	365,351	408,861	452,358	518,102	583,843
	実績		П	313,756	315,111	308,977	300,905	
	計画値		ゥ	207,567	251,717	292,248	342,880	408,189
	実績			157,590	152,962	148,419	135,799	
	計画値		ェ	18,659	15,327	11,161	8,496	2,498
確保方策	実績			9,722	7,731	4,657	3,828	
唯体力來	計画値		オ	79,788	79,788	83,448	91,789	95,366
	実績	その他	73	82,914	87,304	85,150	88,124	
	計画値	C 07 1E	カ	3,864	4,368	4,704	5,456	5,792
	実績		/3	4,377	4,892	6,189	6,835	
	計画値		+	49,536	51,517	53,580	60,453	62,636
	実績		1	53,791	55,767	57,935	59,401	
	計画値		ク	2,628	2,628	3,504	3,684	3,863
	実績			1,257	1,680	1,320	1,280	
	計画値		ケ	3,309	3,516	3,713	5,344	5,499
	実績		,	4,105	4,775	5,307	5,638	

※R2~5についてはH29実績をもとに算出したものであり、H30実績確定後に更新。

※R2~5についてはH29実績をもとに算出したものであり、H30実績確定後に更新。

- (ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定)
- (イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定)
- <(ウ)~(ケ)その他>
- (ウ)保育所(一時保育)
- (工) 横浜保育室(一時保育)
- (才) 乳幼児一時預かり事業
- (カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり
- (キ) 横浜子育てサポートシステム
- (ク) 24時間型緊急一時預かり
- (ケ) 休日一時保育

	地域子。	ども・子育て支援事業				う 支援に関す					
		本市事業		E	(基本型:ᡮ 特定型:保 ³	用者支援事: 黄浜子育てパ 育・教育コン: 母子保健コー	パートナー、)			
		対象年齢				O歳~5歳					
		指標(単位)			実施箇所数(か所)						
		年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			
		横浜子育てパートナー	量の見込み 確保方策	27 23	27 24	27 25	27 26	27 27			
	全市	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	18	18	18	18	18			
	1,1,		確保方策 量の見込み	18 18	18 18	18 18	18 18	18 18			
		母子保健コーディネーター	確保方策	18	18	18	18	18			
		横浜子育てパートナー	量の見込み 確保方策	2 2	2	2	2 2	2			
	鶴見区	保育・教育コンシェルジュ	確保方策	1 1	1 1	1 1	1 1	<u> </u>			
	-	母子保健コーディネーター	量の見込み 確保方策	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1			
	-	横浜子育てパートナー	量の見込み 確保方策	2 1	2	2 2	2 2	2 2			
		保育・教育コンシェルジュ	量の見込み 確保方策	1 1	1 1	<u> </u>	1 1	<u>1</u> 1			
		母子保健コーディネーター	量の見込み 確保方策	1	<u>1</u>	<u> </u>	1	1 1			
	西区	横浜子育てパートナー	量の見込み 確保方策	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1			
量の日		保育・教育コンシェルジュ	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1			
の 見 込 み		母子保健コーディネーター	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1			
~ 案		横浜子育てパートナー	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1			
	中区	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1			
確保方策		母子保健コーディネーター	量の見込み 確保方策	1	1 1	1	1	1			
		横浜子育てパートナー	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1 1			
~ 案	南区	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み確保方策	1		1	1	1			
J		母子保健コーディネーター	量の見込み確保方策	1	1 1	1	1	1			
		横浜子育てパートナー	量の見込み確保方策	1 1	1	1	1	1			
	港南区	保育・教育コンシェルジュ	量の目はみ	1	1	1	1	1			
		母子保健コーディネーター	量の見込み確保方策	1	1 1	1	1	1			
		横浜子育てパートナー	量の見込み確保方策	2	2	2	2	2			
	保土ケ谷区	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み確保方策	1	1	1	1	1			
		母子保健コーディネーター	量の見込み確保方策	1	1	1	1	1			
		横浜子育てパートナー	量の見込み確保方策	2	2	2	2	2			
	旭区	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み確保方策	1	1	1	1	1			
		母子保健コーディネーター	電保力束 量の見込み 確保方策	1 1	<u> </u>	<u> </u>	1	<u>'</u> 1			

		年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		横浜子育てパートナー	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1
	磯子区	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		母子保健コーディネーター	確保方策 量の見込み	1	1	1	1	1 1
			確保方策 量の見込み	1	1	1	1	1
		横浜子育てパートナー 	確保方策	1	1	1	1	1
	金沢区	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み 確保方策	<u> </u>	1	1	1	1
		母子保健コーディネーター	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1
		横浜子育てパートナー	量の見込み 確保方策	2	2	2	2	·\$······
	港北区	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		 母子保健コーディネーター	確保方策 量の見込み	1	1	1	1	1
			確保方策 量の見込み	<u>1</u>	1 2	1 2	1 2	1 2
		横浜子育てパートナー	確保方策	1	1	1	1	2
	緑区	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1
量		母子保健コーディネーター	量の見込み 確保方策	1 1	1 1	1	1	1
の 見		横浜子育てパートナー	量の見込み 確保方策	2	2	2	2	
見込み		保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	<u>2</u> 1	1	1	1	1
へ 案			確保方策量の見込み	1	1	1	1 1	1
\sim		母子保健コーディネーター	確保方策 量の見込み	1 2	1 2	1 2	1 2	1
確	都筑区	横浜子育てパートナー	確保方策	2		2		·
/ 確保 方策		保育・教育コンシェルジュ	量の見込み 確保方策	1 1	1	1 1	1 1	1
$\overline{}$		母子保健コーディネーター	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1
案		横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
	戸塚区	保育・教育コンシェルジュ	確保方策 量の見込み	1	1	1	1	1
	, - ,		確保方策量の見込み	1	1	1	1 1	1
		母子保健コーディネーター	確保方策 量の見込み	1	1	1	1	1
		横浜子育てパートナー	確保方策	1	1	1	1	1
	栄区	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み 確保方策	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
		母子保健コーディネーター	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1
		横浜子育てパートナー	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1
	泉区	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
	,,,		確保方策量の見込み	1	1	1	1	1 1
		母子保健コーディネーター	確保方策 量の見込み	1	1	1	1	1
		横浜子育てパートナー	確保方策	1	1	1	1	1
	瀬谷区	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み 確保方策	1 1	1 1	1 1	1	1
		母子保健コーディネーター	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1
			サエインス	'	'	'	'	<u>'</u>

地垣	域子ども・子育て支	援事業		時	間外保育事業	Ę	
	本市事	事業		延長係	保育事業(タ延	長)	
	対象年齢				O歳~5歳		
	指標(単位)			利	用者数(人/月)	
	年月	度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	全市	量の見込み	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310
	土巾	確保方策	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310
	鶴見区	量の見込み	620	655	688	723	756
		確保方策	620	655	688	723	756
	神奈川区	量の見込み	467	492	518	543	569
	1千水川區	確保方策	467	492	518	543	569
	西区	量の見込み	203	214	225	236	247
		確保方策	203	214	225	236	247
	中区	量の見込み	250	264	278	291	305
	TE	確保方策	250	264	278	291	305
	南区	量の見込み	308	325	342	359	376
	用位	確保方策	308	325	342	359	376
	港南区	量の見込み	319	337	354	372	389
量	/仓用位	確保方策	319	337	354	372	389
の	伊士左公区	量の見込み	368	388	409	429	449
の 見 込 み	保土ケ谷区	確保方策	368	388	409	429	449
み	40 EZ	量の見込み	388	409	430	452	473
安	旭区	確保方策	388	409	430	452	473
<i>*</i> €	144 フロ	量の見込み	297	313	329	346	362
(案) / 確	磯子区	確保方策	297	313	329	346	362
保	ANE	量の見込み	294	310	326	342	358
方策	金沢区	確保方策	294	310	326	342	358
策	準业反	量の見込み	764	806	848	890	932
(案)	港北区	確保方策	764	806	848	890	932
Ü	43 EZ	量の見込み	347	366	385	404	423
	緑区	確保方策	347	366	385	404	423
	* # # F	量の見込み	577	609	641	672	704
	青葉区	確保方策	577	609	641	672	704
	1/0 fr/c (量の見込み	434	458	481	505	529
	都筑区	確保方策	434	458	481	505	529
		量の見込み	554	585	615	646	676
	戸塚区	確保方策	554	585	615	646	676
	w -	量の見込み	175	184	194	203	213
	栄区	確保方策	175	184	194	203	213
		量の見込み	248	261	275	288	302
	泉区	確保方策	248	261	275	288	302
		量の見込み	203	214	225	236	247
	瀬谷区	確保方策	203	214	225	236	247

地域子ども・子育て支援事業						一時預かり事業、子育て援助活動支援事業						
		本市事業			(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定) (イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定) (ウ) ~(ケ) その他 (ウ) 保育所(一時保育)、(エ) 横浜保育室(一時保育)、 (オ) 乳幼児一時預かり事業、 (カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり、 (キ) 横浜子育てサポートシステム、 (ク) 24時間型緊急一時預かり、(ケ) 休日一時保育							
	対象年齢					0~5歳						
	‡	 旨標(単位)			延べ利用者数(人/年)							
	年度				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			
		幼稚園(1号)	量の見込み 確保方策	ア	285,230 285,230	285,979 285,979	286,728 286,728	287,477 287,477	288,227 288,227			
		幼稚園(2号)	量の見込み 確保方策	1	1,306,372 1,306,372	1,333,674 1,333,674	1,360,976 1,360,976	1,388,278 1,388,278	1,415,580 1,415,580			
			量の見込む	}	331,169	348,006	364,843	381,680	398,517			
				計	331,169	348,006	364,843	381,680	398,517			
	全市			ゥ	145,936	151,406	152,216	157,096	158,680			
				ェ	2,970	1,942	1,916	526	526			
		その他	遊 促士笙	オ	106,335	115,851	129,029	139,445	151,721			
			確保方策	カ	7,688	7,916	8,144	8,372	8,600			
				+	64,566	67,149	69,732	72,315	74,898			
				ク	1,305	1,331	1,356	1,433	1,558			
量				ケ	2,369	2,411	2,450	2,493	2,534			
の		幼稚園(1 号)	量の見込み	ア	13,390	12,102	10,814	9,526	8,238			
見		-95 (EEE (1-5)	確保方策	Ĺ	13,390	12,102	10,814	9,526	8,238			
込		幼稚園(2号)	量の見込み	1	41,668	48,882	56,096	63,310	70,524			
み		31111 (= 37	確保方策	·	41,668	48,882	56,096	63,310	70,524			
案			量の見込み		32,042	34,148	36,254	38,360	40,467			
未	## E ==			計	32,042	34,148	36,254	38,360	40,467			
/	鶴見区			ゥ	12,246	15,067	16,934	18,583	18,988			
確		7 M		エー	963	9	9	14.500	10.000			
保士		その他	確保方策	オ ±	14,568	14,568	14,568	14,568	16,032			
<i>力</i>				<u>カ</u>	170	170	170	398	398			
~ ^				キカ	4,000 0	4,237 0	4,474 0	4,710 0	4,946 0			
確保方策(案)				クケ	95	97	99	100	102			
\sim			量の見込み		12,812	14,734	16,656	18,578	20,500			
		幼稚園(1号)	確保方策	ア	12,812	14,734	16,656	18,578	20,500			
			量の見込み		71,034	77,625	84,217	90,809	97,400			
		幼稚園(2号)	確保方策	イ	71,034	77,625	84,217	90,809	97,400			
			量の見込み		20,102	23,559	27,016	30,472	33,928			
				計	20,102	23,559	27,016	30,472	33,928			
	神奈川区			ゥ	9,667	12,674	12,755	12,852	15,860			
				ェ	18	18	18	0	0			
		その他	確保方策	オ	3,660	3,660	6,588	9,516	9,516			
			唯体刀尔	カ	170	170	170	170	170			
				+	5,849	6,284	6,718	7,152	7,586			
				ク	685	699	712	726	739			
				ケ	53	54	55	56	57			

		年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		幼稚園(1号)	量の見込み	ア	8,699	9,043	9,387	9,731	10,075
		4月作图(15)	確保方策	'	8,699	9,043	9,387	9,731	10,075
		始継 国(2日)	量の見込み	,	38,576	41,436	44,295	47,154	50,014
		幼稚園(2号)	確保方策	1	38,576	41,436	44,295	47,154	50,014
			量の見込み		11,647	13,022	14,397	15,772	17,146
				計	11,647	13,022	14,397	15,772	17,146
	西区			ウ	5,182	6,523	7,864	8,474	9,083
				ェ	0	0	0	0	0
		その他	<i>Thr I</i> □ 	オ	4,645	4,645	4,645	5,377	6,109
			確保方策	カ	103	103	103	103	103
				+	1,687	1,721	1,755	1,788	1,821
				ク	0	0	0	0	0
				ケ	30	30	30	30	30
			量の見込み		8,051	9,577	11,103	12,629	14,155
		幼稚園(1号)	確保方策	ア	8,051	9,577	11,103	12,629	14,155
		// #/ EZ / 0 EZ \	量の見込み		52,650	57,159	61,668	66,177	70,685
		幼稚園(2号)	確保方策	1	52,650	57,159	61,668	66,177	70,685
			量の見込み		13,886	16,460	19,034	21,608	24,182
				計	13,886	16,460	19,034	21,608	24,182
量	中区			ゥ	4,141	4,359	6,773	9,187	9,405
	TE			エ	2	2	2	2	2
見		その他		オ	6,841	9,037	9,037	9,037	11,233
の 見 み			確保方策	カ	297	297	297	297	297
み				+	2,575	2,735	2,895	3,055	3,215
へ 案				· ク	0	0	0	0	0
糸				ケ	30	30	30	30	30
/			量の見込み	,	12,052	12,577	13,102	13,627	14,153
/ 確 保 方策	-	幼稚園(1号)	確保方策	ア	12,052	12,577	13,102	13,627	14,153
保		幼稚園(2 号)	量の見込み		48,283	54,940	61,597	68,255	74,913
方		幼稚園(2号)	確保方策	1	48,283	54,940	61,597	68,255	74,913
			量の見込み		16,536	18,195	19,854	21,513	23,173
案			<u> </u>	計	16,536	18,195	19,854	21,513	23,173
\sim	南区			ゥ	9,457	10,987	11,054	12,583	14,115
				エ	0	0	0	0	0
		その他	_, _	オ	4,385	4,385	5,849	5,849	5,849
		, , <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	確保方策	, カ	620	620	620	620	620
				+	1,998	2,125	2,252	2,380	2,507
				ク	0	0	0	0	0
				ケ	76	78	79	81	82
		// #/ E/ / E / · E / ·	量の見込み		16,972	16,444	15,916	15,388	14,860
		幼稚園(1号)	確保方策	ア	16,972	16,444	15,916	15,388	14,860
		// / / (20 / 20)	量の見込み		75,404	73,746	72,087	70,428	68,770
		幼稚園(2号)	確保方策	1	75,404	73,746	72,087	70,428	68,770
			量の見込み		12,891	12,891	12,891	12,892	12,892
				計	12,891	12,891	12,891	12,892	12,892
	港南区			ゥ	9,132	7,691	6,982	6,308	4,638
				エ	36	36	36	0	0
		その他	Trib /177 -1. 6-6-	オ	732	2,196	2,928	3,660	5,124
			確保方策	カ	95	95	95	95	323
				+	2,246	2,210	2,175	2,140	2,105
				ク	620	632	644	657	669
				ケ	30	31	31	32	33
				,	00	O1	01	UL	00

		年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		幼稚園(1号)	量の見込み	ア	18,487	17,323	16,159	14,995	13,831
		初性图(15)	確保方策		18,487	17,323	16,159	14,995	13,831
		幼稚園(2号)	量の見込み	1	63,394	66,700	70,006	73,312	76,618
		初作图(2号)	確保方策	1	63,394	66,700	70,006	73,312	76,618
			量の見込み		13,940	16,569	19,199	21,829	24,459
				計	13,940	16,569	19,199	21,829	24,459
	保土ケ谷区			ウ	11,405	11,687	12,702	13,717	14,732
				ェ	0	0	0	0	0
		その他	7th 10 + 5th	オ	0	2,196	3,660	5,124	6,588
			確保方策	カ	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
				+	1,198	1,349	1,500	1,651	1,802
				ク	0	0	0	0	0
				ケ	30	30	30	30	30
		// #/ E / · E >	量の見込み		20,025	17,710	15,395	13,080	10,765
		幼稚園(1号)	確保方策	ア	20,025	17,710	15,395	13,080	10,765
		// ## ET / - ET	量の見込み		111,800	107,989	104,178	100,367	96,555
		幼稚園(2号)	確保方策	1	111,800	107,989	104,178	100,367	96,555
			量の見込み		9,695	10,158	10,621	11,083	11,546
		その他		計	9,695	10,158	10,621	11,083	11,546
量	旭区		確保方策	ゥ	4,642	4,959	5,276	5,683	6,001
の	200			エ	90	90	90	0	0
見				オ	2,196	2,196	2,196	2,196	2,196
の見込み(案)/確保方策				カ	643	643	643	643	643
				+	2,094	2,240	2,386	2,531	2,676
				ク	0	0	0	0	0
元 				ケ	30	30	30	30	30
/			量の見込み		9,909	12,217	14,525	16,833	19,141
確	-	幼稚園(1号)	確保方策	ア	9,909	12,217	14,525	16,833	19,141
保		幼稚園(2号)	量の見込み		46,292	45,185	44,079	42,973	41,867
万		幼稚園(2号)	確保方策	1	46,292	45,185	44,079	42,973	41,867
			量の見込み		12,164	14,285	16,406	18,528	20,650
へ 案 <i>・</i>			<u> </u>	計	12,164	14,285	16,406	18,528	20,650
$\overline{\mathcal{C}}$	磯子区			ゥ	8,146	9,938	10,495	12,516	14,537
				ェ	0	0	0	0	0
		その他		オ	1,464	1,464	2,928	2,928	2,928
			確保方策	カ	276	504	504	504	504
				+	2,248	2,349	2,449	2,550	2,651
				ク	0	0	0	0	0
				ケ	30	30	30	30	30
		4.#E/4.D	量の見込み		15,404	14,839	14,274	13,709	13,144
		幼稚園(1号)	確保方策	ア	15,404	14,839	14,274	13,709	13,144
		小班里/2 日)	量の見込み	,	73,274	74,235	75,196	76,157	77,118
		幼稚園(2号)	確保方策	イ	73,274	74,235	75,196	76,157	77,118
			量の見込み		18,169	17,760	17,350	16,940	16,530
				計	18,169	17,760	17,350	16,940	16,530
	金沢区			ゥ	9,727	9,278	6,631	6,180	2,801
				ェ	0	0	0	0	0
		その他	<i>Tto !□ → !!</i>	オ	4,175	4,175	6,371	6,371	9,299
			確保方策	カ	432	432	432	432	432
				+	3,805	3,845	3,886	3,927	3,968
				ク	0	0	0	0	0
				ケ	30	30	30	30	30
				,	30	30	30	30	30

		年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		幼稚園(1号)	量の見込み	ア	23,542	25,942	28,342	30,742	33,142
		列作图(1万)	確保方策	,	23,542	25,942	28,342	30,742	33,142
		分野国(0日)	量の見込み	,	62,567	67,901	73,235	78,568	83,902
		幼稚園(2号)	確保方策	1	62,567	67,901	73,235	78,568	83,902
			量の見込み		43,419	47,197	50,975	54,753	58,530
				計	43,419	47,197	50,975	54,753	58,530
	港北区			ウ	12,875	13,671	15,126	15,198	17,152
				ェ	177	103	103	103	103
		その他	T-1- 1- 1- 1- 1- 1-1-	オ	15,309	17,505	18,969	21,765	22,629
			確保方策	カ	668	668	668	668	668
				+	13,606	14,450	15,294	16,138	16,982
				ク	0	0	0	50	150
				ケ	784	800	815	831	846
			量の見込み		13,155	13,722	14,289	14,856	15,423
		幼稚園(1号)	確保方策	ア	13,155	13,722	14,289	14,856	15,423
			量の見込み		86,834	84,586	82,337	80,088	77,839
		幼稚園(2号)	確保方策	1	86,834	84,586	82,337	80,088	77,839
			量の見込み		13,389	12,978	12,567	12,156	11,745
		緑区その他	里切光处外	計	13,389	12,978	12,567	12,156	11,745
量	緑区			ゥ	2,749	2,211	1,674	1,136	598
の	uloży kcz.			ı	10	10	10	10	10
見				オ	4,253	4,253	4,253	4,253	4,253
の見込み(案)/確保方策			確保方策	カ	480	480	480	480	480
				+	5,396	5,513	5,630	5,747	5,864
				· ク	0,000	0,010	0,000	0,717	0,001
余				ケ	501	511	520	530	540
			量の見込み	,	34,370	32,453	30,536	28,619	26,702
確		幼稚園(1号)	確保方策	ア	34,370	32,453	30,536	28,619	26,702
保		从 #国(0日)	量の見込み		155,124	165,966	176,808	187,650	198,492
方		幼稚園(2号)	確保方策	イ	155,124	165,966	176,808	187,650	198,492
			量の見込み		33,460	33,315	33,170	33,025	32,881
~ 案 <i>)</i>			単の元込の	計	33,460	33,315	33,170	33,025	32,881
\sim	青葉区			ゥ	10,685	10,730	10,772	10,815	10,859
	17,50,00			Ĺ	0	0	0	0	0
		その他		オ	13,597	13,547	13,499	13,449	13,399
		6 37 12	確保方策	カ	595	595	595	595	595
				+	8,188	8,041	7,894	7,748	7,602
				・ク	0,100	0,041	0	0	0
				ケ	395	402	410	418	426
			量の見込み		23,106	23,808	24,510	25,212	25,914
		幼稚園(1号)	確保方策	ア	23,106	23,808	24,510	25,212	25,914
		/	量の見込み		97,932	92,687	87,442	82,197	76,952
		幼稚園(2号)	確保方策	イ	97,932	92,687	87,442	82,197	76,952
			量の見込み		26,682	24,674	22,666	20,658	18,650
				計	26,682	24,674	22,666	20,658	18,650
	都筑区			ゥ	9,409	7,268	5,154	3,815	1,673
				エ	828	828	802	0	0
		その他	· · ·	オ	12,274	12,324	12,374	12,424	12,474
			確保方策	カ	601	601	601	601	601
				+	3,540	3,622	3,704	3,786	3,869
				ク	0	0	0	0	0
				ケ	30	31	31	32	33
				,	50	U I	U I	UL	00

		年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		幼稚園(1号)	量の見込み	7	21,545	22,188	22,831	23,474	24,117
		列作图(15)	確保方策	ア	21,545	22,188	22,831	23,474	24,117
		幼稚園(2号)	量の見込み	,	111,192	111,563	111,935	112,307	112,679
		列惟图(2亏)	確保方策	1	111,192	111,563	111,935	112,307	112,679
			量の見込み		20,413	20,755	21,097	21,438	21,779
				計	20,413	20,755	21,097	21,438	21,779
	戸塚区			ウ	11,095	9,715	8,106	6,424	5,343
				ェ	410	410	410	410	410
		その他	7th 10 + 5th	オ	5,349	6,813	8,277	10,041	11,205
			確保方策	カ	167	167	395	395	395
				+	3,257	3,513	3,769	4,025	4,281
				ク	0	0	0	0	0
				ケ	135	137	140	143	145
		分班国 (4日)	量の見込み	7	6,003	6,292	6,581	6,870	7,159
		幼稚園(1号)	確保方策	ア	6,003	6,292	6,581	6,870	7,159
		分 #国(0日)	量の見込み	,	46,000	44,641	43,282	41,923	40,564
		幼稚園(2号)	確保方策	1	46,000	44,641	43,282	41,923	40,564
			量の見込み		9,479	8,351	7,223	6,095	4,967
		業区 その他		計	9,479	8,351	7,223	6,095	4,967
量	栄区			ゥ	4,546	3,473	2,399	1,325	251
				ェ	0	0	0	0	0
見			7th 10 + 5th	オ	3,684	3,684	3,684	3,684	3,684
の見込み(確保方策	カ	136	136	136	136	136
				+	1,083	1,028	974	920	866
室				ク	0	0	0	0	0
~ 案 <i>。</i>				ケ	30	30	30	30	30
		分班国 (4日)	量の見込み	7	8,460	7,503	6,546	5,589	4,632
確		幼稚園(1号)	確保方策	ア	8,460	7,503	6,546	5,589	4,632
確 保 方 策		幼稚園(2号)	量の見込み	,	52,783	50,128	47,473	44,818	42,163
第		夕)作图(2万)	確保方策	1	52,783	50,128	47,473	44,818	42,163
			量の見込み		13,870	15,070	16,270	17,470	18,669
~ 案 <i>~</i>				計	13,870	15,070	16,270	17,470	18,669
\smile	泉区			ゥ	7,746	8,854	9,962	11,070	12,178
				エ	0	0	0	0	0
		その他	確保方策	オ	3,987	3,987	3,987	3,987	3,987
			唯体力來	カ	634	634	634	634	634
				+	1,473	1,565	1,657	1,749	1,840
				ク	0	0	0	0	0
				ケ	30	30	30	30	30
		幼稚園(1号)	量の見込み	ア	19,248	17,505	15,762	14,019	12,276
			確保方策		19,248	17,505	15,762	14,019	12,276
		幼稚園(2号)	量の見込み	1	71,565	68,305	65,045	61,785	58,525
		771214 (2.37	確保方策		71,565	68,305	65,045	61,785	58,525
			量の見込み		9,385	8,619	7,853	7,088	6,323
				計	9,385	8,619	7,853	7,088	6,323
	瀬谷区			ゥ	3,086	2,321	1,557	1,230	466
				エ	436	436	436	0	0
		その他	確保方策	オ	5,216	5,216	5,216	5,216	5,216
				カ	294	294	294	294	294
				+	323	322	320	318	317
				ク	0	0	0	0	0
				ケ	30	30	30	30	30

休月 致月及い地域	ナとも"ナ月(又抜争未の) 重の兄と	ゝ°ァ」∖★≀⋈		コ※コ	(* /									1124
事業区分	本市事業	指標	区分		現	行 計 画(点	線上段は計画	「値、下段は実	績)		次	期計画		
争未区万	本 中 事 未	(単位)	区方		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
	保育·教育基盤整備事業(2·3号)		量の見込	<u>L</u> み	64,106 64,587	67,443 69,077	69,713 72,557			77,591	79,607	81,623	83,639	85,631
保育・教育に関する施	休月·	必要利用	確保方	策	64,106 63,783	67,443 66,695	69,713 70,133	•		77,591	79,607	81,623	83,639	85,631
設·事業		定員総数 (人)	量の見込	<u>\</u> み	52,813 50,817	51,813 48,528	52,169 45,927	51,411 43,965		45,546	43,796	40,526	37,621	35,014
	保育·教育基盤整備事業(1号)		確保方	策	62,206 58,279	58,860 57,336	56,062 55,432	52,949	49,834					
		実施	量の見込	<u>L</u> み	23 23	23	23 23	23	23	27	27	27	27	27
	横浜子育てパートナー	箇所数 (か所)	確保方	策	18	19 18	20 20	21	23	23	24	25	26	27
利用者支援に関する事		実施	量の見込	<u>\</u> み	18	18 18	18 18	18	18	18	18	18	18	18
業	保育・教育コンシェルジュ	箇所数 (か所)	確保方	策	18	18 18	18 18	18	18	18	18	18	18	18
		実施	量の見込	<u>「</u> み					_	18	18	18	18	18
	母子保健コーディネーター(*)	箇所数 (か所)	確保方	——		_		<u> </u>	_	18	18	18	18	18
o+ 88 Ll 10 + + 44	7 = 10 =	利用者数	量の見込	シャ	11,402 6,775	14,350 6,323	16,729 6,087	19,687 6,069		6,816	7,190	7,563	7,937	8,310
時間外保育事業	延長保育事業(夕延長)	(人/月)		策	11,402 6,775	14,350 6,323	16,729 6,087	19,687	22,643	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310
		延べ利用	量の見込み	P	554,519 (※) 522,192	561,438	568,348	593,474		285,230	285,979	286,728	287,477	288,227
	幼稚園での一時預かり	者数 (人/年)	確保方策		554,519 522,192	561,438 541,479	568,348 537,103		616,749	285,230	285,979	286,728	287,477	288,227
	ア 1号認定利用 イ 2号認定利用	延べ利用	量の見込み	1	555,575 (※)702,423	591,043 (※) 790,263	626,504 (※) 877,749	944,179		1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580
		者数 (人/年)	確保方策	7	555,575 702,423	591,043 790,263	626,504 877,749			1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580
			量の見込	<u>L</u> み	365,351 (※)313,756	408,861 (※) 315,111	452,358 (※) 308,977			331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
				計	365,351 313,756	408,861 315,111	452,358 308,977			331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
一時預かり事業、子育て 援助活動支援事業				ゥ	207,567 157,590	251,717 152,962	292,248 148,419			145,936	151,406	152,216	157,096	158,680
	その他 ウ 保育所での一時保育 エ 横浜保育室での一時保育			エ	18,659 9,722	15,327 7,731	11,161 4,657	8,496 3,828		2,970	1,942	1,916	526	526
	オ 乳幼児一時預かり事業 カ 親と子のつどいの広場での一時預かり	延べ利用 者数 (人/年)		オ	79,788 82,914	79,788 87,304	83,448 85,150	88,124	1	106,335	115,851	129,029	139,445	151,721
	キ 横浜子育てサポートシステム ク 24時間型緊急一時預かり ケ 休日一時保育		HEI 本 力 東	カ	3,864 4,377	4,368 4,892	4,704 6,189	6,835	5	7,688	7,916	8,144	8,372	8,600
	N LLH KANVEL			+	49,536 53,791	51,517 55,767	53,580 57,935	59,401		64,566	67,149	69,732	72,315	74,898
				ク	2,628 1,257	2,628 1,680	3,504 1,320	1,280)	1,305	1,331	1,356	1,433	1,558
				ケ	3,309 4,105	3,516 4,775	3,713 5,307			2,369	2,411	2,450	2,493	2,534

[※] 事業の性質上、量の見込み (ニーズ量) の実績値を正確に把握することが難しいため、利用実績等を記載しています。 * 母子保健コーディネーターについては、現行計画策定後の平成29年7月から3区、30年度は6区(継続3区含む)においてモデル配置しています。

横浜市記者発表資料



平成 31年4月23日 こども青少年局保育対策課

(単位:人)

平成31年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

- ・平成31年4月1日現在の待機児童数は、46人となりました。
- ・<u>保育所等利用申請者数は過去最大の 69,708 人</u>となりました。<u>保育所等の利用児童数は 66,477 人で、1,854 人増加</u>しました。なお、<u>ご希望どおりの保育所等を利用できていない方は 3,231 人いらっしゃり、昨年同時期と比較して 151 人増加</u>しました。
- ・引き続き、待機児童数ゼロを目指し、地域の状況をより詳細に分析し、保育ニーズの高い地域を重点に、既存の資源を最大限活用するとともに、必要な施設・事業を整備するなど、地域の状況に応じた対策を今後も進めていきます。さらに、喫緊の課題である保育士不足について、保育士の採用、定着に係る取組の継続、充実を図ります。

1待機児童数等の状況

(1) 待機児童数

区分 29年4月 30年4月 31年4月 31年-30年 就学前児童数 182,511 178,905 175,243 **▲** 3,662 保育所等利用申請者数(A) 67,703 65,144 69,708 2,005 利用児童数(B) 61.885 64.623 66.477 1.854 保留児童数(C)=(A)-(B) 3,259 3,080 3,231 151 横浜保育室等入所数(D) 896 788 774 **1**4 横浜保育室•川崎認定保育園 491 338 **▲** 119 219 幼稚園等預かり保育 47 54 92 45 事業所内保育施設,企業主導型保育事業 79 124 91 215 年度限定保育事業 129 166 169 3 一時保育等 143 113 79 **▲** 34 育休関係(E)(*1) 413 458 797 339 求職活動を休止している方(F)(*2) 277 260 294 34 特定保育所等のみの申込者など(G)(*3) 1.671 1.511 1.320 **1**91 待機児童数(H)=(C)-[(D)+(E)+(F)+(G)] 2 63 46 **▲** 17

(*) 補足説明

- *1 育休関係: 4月1日に育児休業を取得されている方のうち、復職の意思を確認できない方
- *2 求職活動を休止している方:ご自身等でお子さんをみながら、インターネットなどを利用し、在宅で職を探している方
- *3 特定保育所等のみの申込者など:1か所しか申し込んでいない方、2か所以上申し込んだにもかかわらず、第1希望等の保育施設しか利用を望んでいない方、申し込みをされた園や自宅の近くに利用可能で空きがある保育施設があるにも関わらず利用を希望されない方

(2) 年齢別の待機児童数及び保留児童数の状況

待機児童・保留児童ともに低年齢児が全体の約9割を占めています。

	O歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
待機児童数	22 人	16 人	7人	1人	0人	人 0	46 人
1付饭汇里数	47.8%	34.8%	15.2%	2.2%	0.0%	0.0%	100.0%
伊	585 人	1,751 人	602 人	189 人	79 人	25 人	3,231 人
保留児童数	18.1%	54.2%	18.6%	5.8%	2.4%	0.8%	100.0%

(3) 選考基準別の待機児童数の状況

待機児童では、Aランクの方が最も多く、17人となっています。

	Α	В	С	D	E	F	G以下	計
31年4月	17人	9人	10人	2人	3人	0人	5人	46人
31年4月	37.0%	19.6%	21.7%	4.3%	6.5%	0.0%	10.9%	100.0%

[※]ランクについては、12ページの参考資料4を参照ください。

2 30年度の取組

(1) 受入枠拡大の取組

		取組	30 年度の成果					
Ι	保育所等の	新設等による定員増						
		認可保育所	1,774人					
	横浜係	発育室の認可移行支援	149人					
		認定こども園	508人					
	地域型	小規模保育事業	286人					
	保育事業	家庭的保育事業	6人					
П	その他の取	双組						
	横浜保育室	をから小規模保育事業への 移行による減	▲151人					
	私立幼稚	İ園等預かり保育の拡充	88人					
	企	業主導型保育事業	158人					
	4	計	2,818人					

ア 認可保育所の整備・拡充

保育所の整備・改修等により、認可保育所の定員増は1,774人(新規整備28か所、 分園整備3か所等)となりました。

イ 認定こども園*の整備

既存の幼稚園から認定こども園への移行を促進してきたことにより、認定こども園の 定員増は508人(10か所)となりました。

* 定員は、子ども・子育て支援法に基づく2号認定及び3号認定の子どもが対象です。

ウ 低年齢児対策

(ア) 小規模保育事業の推進

多様な主体の参入促進による小規模保育事業の整備·改修等を促進してきたことにより、小規模保育事業の定員増は286人(17か所)となりました。

(イ) 年度限定保育事業の実施

保育所の空きスペースや余裕のある保育室を活用して、保育所等を利用できなかった1・2歳児を期間限定(1年度)で受け入れています。平成31年4月1日現在、1歳児124人、2歳児45人の児童が利用しています。

エ 幼稚園等預かり保育の拡充

多様な保育ニーズへの対応を図るため、幼稚園等預かり保育の実施支援を行い、新たに5園64人の受入枠を拡大しました。実施園数は幼稚園・認定こども園全体の6割を超えています。

また、幼稚園の教育資源を活用した、2歳児を対象とした長時間を受け入れをモデル 実施し、2園24人の受入枠を拡大しました。

(2) 保育・教育コンシェルジュによる相談支援

保育・教育コンシェルジュは、保育ニーズと保育サービス等を適切に結びつけることを目的に、保育を希望する保護者の方の相談に応じ、認可保育所のほか、横浜保育室や一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育サービス等について情報を提供しています。現在は各区のこども家庭支援課に1~5人、合計38人配置しています。

(3) 保育士等の確保

保育施設の整備とともに、保育士の確保が喫緊の課題となっています。関係機関との連携を図りながら、次の取組を実施しました。

ア 保育士宿舎借上げ支援事業

保育所等を運営する民間事業者が保育士の確保や離職防止のために保育士用の宿舎を借り上げる際に必要な経費の助成を行っています。273 法人に対し、2,502 戸分の交付決定を行いました。

イ 保育士・保育所支援センター

神奈川県、政令市等による「かながわ保育士・保育所支援センター」の共同運営を実施しています。保育士の就職相談、就職先の紹介等を行い、市内保育施設に71人の方が採用となりました。

ウ 保育士就職支援講座・就職面接会

横浜市私立保育園園長会・ハローワーク等関係団体と連携しながら、潜在保育士や 保育士試験合格者等を対象とした「保育士就職支援講座」(5回)、「就職面接会」(5回)を開催し、18人の方が採用に結び付きました。

エ 保育士確保コンサルタント派遣事業

保育士の採用、定着に対して不安を抱える園に対し、スタートアップセミナーを開催するとともに、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、園の課題に気づくきっかけ作り、また、その課題に対する助言等を行っています。30年度は17法人24施設に対して派遣を行いました。

才 保育所見学会

保育士養成施設の学生等に市内保育施設で就職してもらうための保育所見学会(8回)を実施しました。

カ 保育士の子どもの優先的取扱い

31 年4月に向けて、保育所の利用調整における保育士の子どものさらなる優先的取扱いを実施しました。

キ よこはま保育士就労促進キャンペーン

「よこはま保育士就労促進キャンペーン」(30年12月~31年3月)として、養成施設の学生や潜在保育士等へのPR強化、保育施設見学の積極的受入や就職支援講座、就職面接会の集中的開催など、保育四団体と協力して保育士確保に取り組みました。

ク処遇改善

国の公定価格における処遇改善等加算 II と併せて、経験年数 7 年以上の全ての保育士等に月額 4 万円の処遇改善ができるよう独自助成を実施しました。

ケーその他

市内保育所等で従事する意向のある保育士養成施設卒業予定者に対する修学資金の貸付、及び市内保育所等に従事することが決定した潜在保育士に対する就職準備金の貸付を実施しました。また、保育士資格の取得を目指す市内保育施設従事者に対する保育士試験直前対策講座を開催しました。

(4) 質の確保

監査や運営指導に加え、重大事故防止のための助言、指導や、研修の実施による保育士等の人材育成など、保育の質の維持・向上に取り組みました。

ア 園外研修の実施

保育士等の専門性の向上やキャリアアップを支援するため、保育士の経験年数に応じた研修や障害児対応、食物アレルギー対応などの課題別の研修等を開催しました。また、処遇改善の要件となる保育士等キャリアアップ研修を開催しました。そのほか、新設する保育所等の施設長・保育士等を対象に、開設前研修を開催しました。(全 56 講座 参加人数 12,333 人)

イ 園内研修・研究の推進

それぞれの園内で研修・研究を円滑に行えるよう、新設の保育所等に保育園長経験者をサポーターとして7名派遣、79園に206回訪問し、自園での質向上の取組を支援しました。そのほか、各園で中心となって効果的な園内研修を企画・実施できる人材を養成するための講座を開催しました。

ウ 巡回訪問による助言・指導

保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を 225 園に実施しました。

エ 組織マネジメント講習の実施

より良い施設運営・法人運営に向け、施設長や運営法人の管理責任者を対象に、マネジメント講習を合計9回行い、のべ811人が参加しました。

3 認可保育所等の年齢別の定員外入所・定員割れの状況

認可保育所及び幼保連携型認定こども園 834 園のうち、386 園(2,439人)で定員外入所を実施している一方、388 園(2,432人)で定員割れが生じています。

新設保育所の4・5歳児枠については、新規利用を希望される方がほとんどなく、2歳、3歳の在籍児童が進級後には埋まる枠であるため、開所後2年間は、定員割れの算定から除いています。

			定員外入所数		定員割れ人数			
		30年4月 (A)	31年4月 (B)	差引 (B-A)	30年4月 (A)	31年4月 (B)	差引 (B-A)	
	施設数	356園	386園	30園	319園	388園	69園	
	人数	2,597人	2,439人	▲158人	1,885人	2,432人	547人	
内	乳児(0~1歳)	637人	574人	▲63人	538人	817人	279人	
訳	幼児(2~5歳)	1,960人	1,865人	▲95人	1,347人	1,615人	268人	

(市外のお子さんも含む。新設保育所の4・5歳児枠については、算定から除く。)

4 31年度の取組

(1) 受入枠の拡大

大規模な宅地開発などにより保育ニーズが高まっている地域では、整備が進まない、または、整備が追いつかないため、保留児童数が増えています。こうした地域を「整備が必要な地域」に指定し、重点的に認可保育所や小規模保育事業等を整備し、市全体で 2,289 人の受入枠拡大を図ります。

なお、少し先を見据え、工期や保育士確保の面で十分な準備期間を確保する必要性から、内装整備費補助事業の募集に先駆けた重点相談を引き続き実施します。

		取組	31 年度予算
Ι	保育所等 <i>σ</i>)新設等による定員増	
		認可保育所	1,657人
	横浜保	骨室の認可移行支援	118人
		認定こども園	225人
	地域型	小規模保育事業	211人
	保育事業	家庭的保育事業	10人
П	その他の取	双組	
	横浜保育室	どから小規模保育事業への 移行による減	▲91人
	私立幼稚	園等預かり保育の拡充	100人
	企	業主導型保育事業	5 9 人
	É	計	2, 289人

(2) 既存資源の活用

子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえ、既存資源を活用していくことで、多様化する保育ニーズにきめ細かく対応していきます。また、小規模保育事業の卒園児の進級先となる連携施設の確保を推進します。

- ア 開所後2年以内の新設保育所では、4・5歳の新規利用者が極端に少ないため、このスペース等を活用し、保育所を利用できなかった1・2歳児を、期間限定(1年度)で受け入れます。併せて、新設保育所以外で定員に空きがある保育所の有効活用も進めていきます。
- イ 多様な保育ニーズへの対応を図るため、幼稚園・認定こども園での預かり保育の 充実を図るとともに幼稚園で2歳児を受け入れる新規モデル実施園の拡大を進めま す。
- ウ 保育・教育コンシェルジュによるきめ細かい保育サービスの相談を行い、認可保育所の代替保育サービス(横浜保育室、一時保育、乳幼児一時預かり等)を案内するとともに、広報も積極的に進めていきます。

(3) 更なる保育士確保の取組

今後もさらに保育士確保が困難な状況になることが想定されます。

養成校の卒業予定者、潜在保育士、資格取得者など一人でも多くの保育士の方に、 市内保育施設に従事していただけるよう、保育士の採用、定着に係る取組の継続、充 実を図ります。

【採用にかかる取組】

ア 修学資金貸付事業

市内保育所等に従事する意向のある保育士養成施設卒業予定者に対して、修学資金の貸付を実施します。(貸付対象数:50人)

イ 保育士・保育所支援センター

神奈川県、政令市等による「かながわ保育士・保育所支援センター」の共同運営を実施します。

ウ 保育士就職支援講座・就職面接会

ハローワークと連携し、潜在保育士等を対象とした「保育士就職支援講座」、「就職面接会」を開催します。(年3回)

工 保育所見学会

保育士養成施設の学生等を対象に市内保育施設の現場を知ってもらう機会として、保育所見学会を実施します。

才 保育士試験直前対策講座

保育士資格の取得を目指す市内保育施設従 事者に対する保育士試験直前対策講座を開催 します。(年3回)



<保育所見学会の様子>

カ その他

市内保育所等に従事することが決定した潜在保育士に対する就職準備金の貸付を実施します。 また、新たに保育関係団体が独自で行う人材 確保に関する取組への補助や、保育士資格の取 得を目指す市内保育施設従事者に対して、養成 校受講料等の補助を実施します。



<保育士試験直前対策講座の様子>

【定着にかかる取組】

ア 保育士宿舎借上げ支援事業【拡充】

保育所等を運営する民間事業者が保育士用の宿舎を借り上げる際に必要な経費の助成を行います(申請見込件数:2,894戸)

<補助実績>

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
519 戸	893 戸	1,000 戸	1,809 戸	2,502 戸

イ 処遇改善

国の公定価格における処遇改善等加算 II と併せて、経験年数 7 年以上の全ての保育士等に月額 4 万円の処遇改善を継続で実施します。

ウ 保育士確保コンサルタント派遣事業

保育士の採用、定着に対して不安を抱える園に対し、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、園の課題に気づくきっかけを与え、その課題に対しての助言等を行います。(30 施設)

エ 組織マネジメント講習の実施

より良い施設運営・法人運営に向け、施設長や運営法人の管理責任者を対象に、マネジメント講習を実施します。(21回開催予定)

(4) 質の確保

保育の質の維持・向上を図るため、横浜で育てたい子ども像と保育・教育の方向性を示します。また、研修の実施によるスキルアップを支援し、保育士の人材育成を図るほか、監査の実施や運営指導を強化していきます。

ア 「横浜こども指針(仮称)*」の策定【新規】

横浜で育みたい子ども像と保育・教育の方向性を示す「横浜こども指針(仮称)」 を学識経験者や保育・教育関係者等の助言を受け、策定します。

*「横浜こども指針(仮称)」は「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改定(訂)の趣旨を踏まえた質の高い保育・幼児教育が実施されるよう、市として保育で大切にしたいことを示し、保護者と保育者が共通の理解をもって保育・幼児教育に取り組めるようにするもの。

イ 園内研修・研究サポーターの派遣

それぞれの園内で研修・研究を円滑に行えるよう、新設の保育所全園等を対象に保育園や幼稚園の園長経験者をサポーターとして派遣します。

(サポーター人数 10 名、対象園 63 園、189 回訪問予定)

ウ 園内研修・研究を推進する人材育成【拡充】

各園で中心となって効果的な園内研修を企画・実施する人材を養成するための講座を引き続き開催するほか、園内研修の実施がさらに進むよう施設長向けの講座も新たに実施します。(全59講座 定員16,337人予定)

エ 巡回訪問による助言・指導

保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を拡充します。

オ 組織マネジメント講習の実施【再掲】

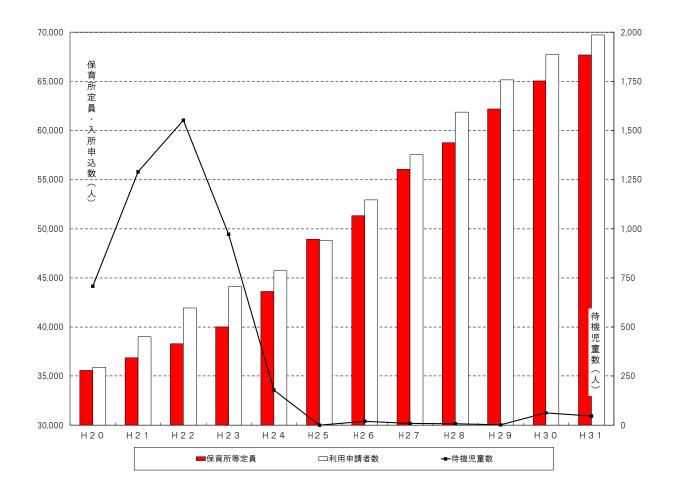
より良い施設運営・法人運営に向け、施設長や運営法人の管理責任者を対象に、マネジメント講習を実施します。(21回開催予定)

平成 31 年度 区別保育所等の待機状況 一平成 30 年度との比較一

1

			平成30年4	月1日現在					平成31年4	月1日現在		
区名	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数(人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)
鶴見	15,826	86	6,105	6,403	246	6	15,461	97	6,474	6,755	190	5
神奈川	11,612	73	4,780	4,765	199	5	11,440	78	5,049	4,987	229	2
西	4,834	31	1,617	1,683	139	7	4,859	36	1,809	1,810	83	3
中	6,352	39	2,122	2,073	146	4	6,150	42	2,165	2,155	134	3
南	7,986	43	2,687	2,880	192	3	7,764	45	2,854	2,927	206	2
港南	8,894	55	3,688	3,352	94	1	8,671	57	3,758	3,429	97	0
保土ケ谷	8,993	50	3,441	3,306	196	3	8,770	52	3,549	3,407	158	2
旭	10,749	60	3,712	3,726	107	4	10,555	60	3,756	3,794	207	3
磯子	8,097	40	2,668	2,969	202	4	7,936	44	2,856	3,022	125	0
金沢	8,311	42	3,029	3,123	141	2	8,089	45	3,138	3,143	105	0
港北	19,020	114	7,450	7,598	507	15	18,898	123	7,956	7,959	557	18
緑	9,054	57	3,389	3,237	153	0	8,913	59	3,490	3,342	126	0
青葉	15,299	80	4,998	4,845	143	3	14,850	84	5,150	4,942	184	4
都筑	12,216	62	4,114	3,745	135	0	11,770	63	4,199	3,765	97	0
戸塚	14,203	75	5,073	5,020	268	4	14,296	79	5,232	5,134	471	3
栄	5,074	23	1,582	1,654	67	0	4,905	24	1,593	1,639	85	0
泉	6,890	44	2,895	2,557	59	0	6,637	44	2,942	2,620	85	0
瀬谷	5,495	31	1,706	1,687	86	2	5,279	31	1,719	1,647	92	1
合計	178,905	1,005	65,056	64,623	3,080	63	175,243	1,063	67,689	66,477	3,231	46

待機児童数等の推移

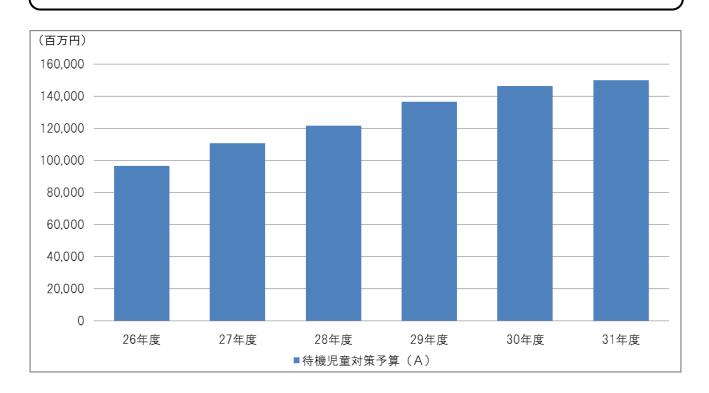


	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 O	H 31
保育所等施設数	402	420	436	459	507	580	611	797	868	938	1,005	1,063
保育所等定員	35,582	36,871	38,295	40,007	43,607	48,916	51,306	56,022	58,754	62,181	65,056	67,689
就学前児童数 (A)	195,898	194,638	193,584	192,861	191,770	190,106	188,540	187,595	185,564	182,511	178,905	175,243
利用申請者数 (B)	36,573	39,948	41,933	44,094	45,707	48,818	52,932	57,526	61,873	65,144	67,703	69,708
申 請 率 (B/A)	18.7%	20.5%	21.7%	22.9%	23.8%	25.7%	28.1%	30.7%	33.3%	35.7%	37.8%	39.8%
利用児童数	34,249	36,652	38,331	40,705	43,332	47,072	50,548	54,992	58,756	61,885	64,623	66,477
保留児童数	2,324	3,296	3,602	3,389	2,375	1,746	2,384	2,534	3,117	3,259	3,080	3,231
待機児童数	707	1,290	1,552	971	179	0	20	8	7	2	63	46

※平成27年4月から保育所・認定こども園のほか、地域型保育(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育)を含む。 ※国の調査要領が改正され(育休関係)、待機児童数については、平成30年4月から新定義で集計を行っています。

平成 26 年度から 31 年度の待機児童対策予算の変遷

・5年間で、一般会計予算に占める待機児童対策予算(保育所等運営費を含む)は、 6.8パーセントから8.5パーセントへ、1.7ポイント拡大。



(単位:百万円)

年度(当初予算額)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
待機児童対策予算(A)	96,466	110,659	121,544	136,166	146,229	149,869
うち保育所等運営費予算	80,201	96,383	107,953	122,633	133,525	137,198
横浜市一般会計予算(B)	1,418,208	1,495,465	1,514,316	1,645,892	1,730,007	1,761,506
(A) / (B)	6.8%	7.4%	8.0%	8.3%	8.5%	8.5%

※27 年度以降、予算(A)は、保育所・認定こども園のほか、地域型保育(家庭的保育事業・小規模保育事業・事業 所内保育事業・居宅訪問型保育事業)の経費を含めています。

利用調整の優先順位

(基準の考え方)

- ※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。
- ※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。
- ※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。
- ※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づき $A \sim I$ の順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。
- %1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。

×1 111 00	父・母が保育できない理由、状況	ランク
1 (1)居宅	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。	A
外労働	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 35 時間以上 40 時間未満の労働に従事している。	В
(外勤・居宅 外自営)	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。	С
71 11 11 7	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従事している。	D
	716日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。	E
	71.6 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 28 時間未満の労働に内定している。	F
1 (2)居宅		В
内労働	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 35 時間以上 40 時間未満の労働に従事している。	C
(内勤・居宅	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。	D
内自営)	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従事している。	E
	7.2 1.6 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定している。	F
	7	G
	出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。	G
3 (1)病気・	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
けが	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。	C
.,	通院加療を行い、月16日以上かつ1週16時間以上の安静が必要で保育が困難な場合。	E
3 (2)障害	身体障害者手帳1~2級、精神障害者保健福祉手帳1~2級、愛の手帳(療育手帳)の交	A
	付を受けていて、保育が常時困難な場合。	A
	身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な 場合。	В
	- 100 - 10	E
4 親族の介護	臥床者・重症心身障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や 入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が困難な場合。	А
	重度障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・ 通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が困難な場合。	В
	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ 1 週 28 時間以上保育が困難な場合。	С
	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ 1 週 16 時間以上 28 時間未満保育が困難な場合。	F
5 災害の復旧 への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	А
	 就職に必要な技能習得のために1日4時間以上かつ月16日以上職業訓練校、専門学校、	
6 通学	大学などに通っている。	Е
7 求職中	求職中。	Н
8 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図 られると福祉保健センター長が判断した場合。	A
9 保育士	世帯において、「保育士資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で、月20日以上かつ1週35時間以上保育業務に従事する又は内定している(派遣職員は除く)」場合(市外在住は除く)。	A
10 市外在住	横浜市外に在住している場合 (転入予定者は除く)。	I
11 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した 場合。	※ 1

	お問合せ先	
こども青少年局保育対策課長	片山 久也	Tel 045-671-3955